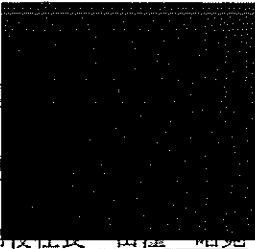
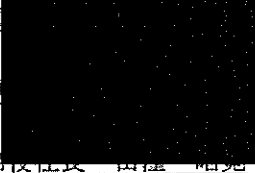
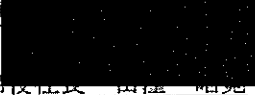
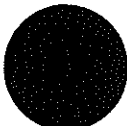


様式第1 原子力事業者防災業務計画修正届出書

平成29年 3月10日	
原子力規制委員会 殿	
届出者 	
住所 東  丁目2番4号	
氏名 原 	
代表取締役社長  	
(担当者  所属 東海事業所業務管理部 電話029-287-8201)	
別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を修正したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	原子燃料工業株式会社 東海事業所 茨城県那珂郡東海村村松3135-41
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	核燃料物質の加工事業に関する許可 昭和53年 9月29日 核燃料物質の使用に関する許可 昭和54年10月11日
原子力事業者防災業務計画修正年月日	平成29年 3月 9日
協議した都道府県知事及び市町村長	茨城県知事、東海村長
予定される要旨の公表の方法	守衛所及びインターネット上の当社ホームページにて公表する

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 協議が整っていない場合は、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

東業第16017号

原子力事業者防災業務計画

平成29年 3月 9日

原子燃料工業株式会社

東海事業所

目次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	4
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	5
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	5
第2章 原子力災害予防対策の実施	7
第1節 防災体制	7
1. 緊急時態勢	7
2. 原子力防災組織	7
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務	8
第2節 原子力防災組織の運営	9
1. 通報連絡体制及び情報連絡体制	9
2. 緊急時態勢の発令及び解除	9
3. 権限の行使	10
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備	10
1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等	11
2. 原子力防災資機材等の整備	11
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備	12
1. オフサイトセンターに備え付ける資料	12
2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	12
3. 事業所及び本社に備え付ける資料	12
第5節 原子力災害対策活動で使用・利用する設備等の整備・点検	13
1. 事業所対策本部室	13
2. 本社対策本部室	13
3. 集合及び避難場所	13
4. 気象観測設備	13
5. 放送装置	13
6. 緊急被ばく医療設備等	14

第6節 防災教育の実施	14
第7節 防災訓練の実施	14
1. 社内における訓練	14
2. 国又は地方公共団体が主催する訓練	15
第8節 関係機関との連携	15
1. 国との連携	15
2. 地方公共団体との連携	16
3. 地元防災関係機関等との連携	17
第9節 周辺地域住民に対する平常時の広報活動	17
第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策	17
第3章 緊急事態応急対策等の実施	19
第1節 通報及び連絡	19
1. 通報の実施	19
2. 緊急事態発令時の対応	20
3. 情報の収集と提供	20
4. 電話回線の確保	21
第2節 応急措置の実施	21
1. 警備及び避難誘導	21
2. 放射能影響範囲の推定	22
3. 緊急被ばく医療	22
4. 消火活動	22
5. 汚染拡大の防止	23
6. 線量評価	23
7. 広報活動	23
8. 応急復旧	23
9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置	24
10. 資機材の調達及び輸送	24
11. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置	24
12. 応急措置の実施報告	25
13. 原子力防災要員等の派遣等	25

第3節 緊急事態応急対策	26
1. 原子力緊急事態発生 of 通報	26
2. 原子力防災要員等の派遣等	26
3. 応急措置の継続実施	26
4. 事業所外運搬事故における対策	27
第4章 原子力災害事後対策	28
第1節 事業所の対策	28
1. 復旧対策	28
2. 被害者の相談窓口の設置	28
3. 緊急時態勢の解除	28
4. 原因究明と再発防止対策の実施	28
第2節 原子力防災要員等の派遣等	29
第5章 他の原子力事業者への協力等	30
1. 原子力災害発生時の協力	30
2. 「原子力事業所安全協力協定（東海NOAH協定）」に基づく協力	30
3. 「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく協力	31

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、原子燃料工業株式会社東海事業所（以下、「事業所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために原子力防災管理者等が実施すべき必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により、公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力緊急事態

加工施設の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所の敷地外（ただし、事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあつては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

3. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制及び資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

4. 緊急事態応急対策

原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言があつたときから同法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があるまで

の間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

5. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があったとき以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

6. 原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第13条第1項の規定に基づく加工事業の許可を受けた者、その他の原子力災害対策特別措置法第2条第3号に規定する者をいう。

7. 原子力事業所

原子力災害対策特別措置法第2条第4号に定める原子力事業所をいう。

8. 指定行政機関

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関及び同法第8条から第8条の3までに規定する機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力規制委員会、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省）

9. 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業

保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局)

10. 核燃料物質等

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む)をいう。

11. 加工施設の運転等

原子力損害の賠償に関する法律施行令(昭和37年政令第44号)第1条に基づく核燃料物質の加工及び核燃料物質の使用並びにこれらに付随する核燃料物質等の運搬又は貯蔵をいう。

12. 原子力災害対策活動

原子力災害の発生又は拡大を防止し、若しくは原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

13. 原子力防災組織

原子力災害対策特別措置法第8条第1項の規定に基づき事業所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

14. 原子力防災要員

原子力災害対策特別措置法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員(ただし、同法第8条第4項の規定に基づき原子力規制委員会等に届け出ている要員に限る。)をいう。

15. 原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第9条第1項の規定に基づき選任され、事業所において原子力防災組織を統括管理する者をいう。

16. 副原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第9条第3項の規定に基づき選任され、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する者をいう。

17. 原子力災害現地対策本部

原子力災害対策特別措置法第17条第9項の規定に基づき設置される「原子力災害現地対策本部」をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という。）に基づき、その設計、建設及び運転の各段階並びに事業所外運搬において、各種の安全確保に万全を期することが第一である。特に運転の段階においては、運転管理及び臨界管理等に関する定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについては、原子炉等規制法に基づく保安規定に従い実施している。この計画ではこれに加え、別途、原子力災害対策の適切かつ迅速な遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定めるものとする。

1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うため、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施等。

2. 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うため、特定の事象発生時の通報、緊急時態勢の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施及び関係機関への原子力防災要員派遣等。

3. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うため、原子力災害事後対策の実施、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員派遣等。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員その他原子力災害対策活動に従事する要員（以下「原子力防災要員等」という。）は、平常時から、原子力災害対策活動等について理解しておくとともに、緊急時態勢発令以降は、この計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行するものとする。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。なお、原子力防災管理者は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、茨城県知事及び東海村長に報告する。また、この計画を修正する場合には、次のとおりとする。

1. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、茨城県地域防災計画、東海村地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
2. この計画を修正しようとするときは、あらかじめ茨城県知事、東海村長と協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、社長から茨城県知事、東海村長にこの計画の案を提出して行うものとする。この場合において、この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。
3. この計画を修正した場合、社長は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に速やかに様式第1に定める届出書により届け出るとともに、その要旨を社外ホームページに公表する。
4. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できる

よう、作成及び修正の履歴を保存しておく。

5. 原子力防災管理者は、国に提出した原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書の写し及び当該計画書の要旨を茨城県及び東海村の原子力防災担当課長に報告するものとする。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 緊急時態勢

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行ったときは、緊急時態勢をとる。

2. 原子力防災組織

社長は、事業所及び本社に原子力防災組織を設置する。

- (1) 原子力防災組織は、別図第1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力災害が発生した場合に直ちに原子力防災要員等を召集する。原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令（平成24年文部科学省 経済産業省第2号。以下「通報すべき事象等に関する省令」という。）第2条に規定される各職務の原子力防災要員の配置は別表第3のとおりとする。なお、原子力防災要員数については、加工施設、使用施設同時に原子力災害が発生した場合を考慮したものとする。
- (3) 原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合、社長は、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に様式第2の届出書により原子力防災要員を置いた日又は変更した日から7日以内に届け出る。
- (4) 原子力防災管理者は、原子力防災要員等のうち、オフサイトセンター、地方自治体災害対策本部等への派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。
 - ① 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
 - ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力

③ 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力

(5) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長から、原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。

(6) 緊急時態勢がとられた場合、社長は本社対策本部を設け、応急措置及び緊急事態応急対策に取り組む。本社対策本部の原子力防災要員の配置は別表第3のとおりとする。

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、事業所長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。

- ① 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報を別図第2に示す箇所へ行う。
- ② 前項の通報を行った場合、直ちに原子力防災要員等を召集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともにその概要を別図第3に示す箇所へ報告する。
- ③ 原子力災害対策特別措置法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、及び維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。
- ④ 内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長から、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- ⑤ 原子力防災要員等に対し定期的に原子力緊急事態に対処するための防災訓練及び防災教育を実施する。
- ⑥ 旅行又は疾病その他の事故等のため不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者として選任した副所長、業務管理部長、環境安全部長、燃料製造部長、新型炉燃料部長、設備管理部長、品質保証部長等の中から、別に定めた順位により代行者を指定する。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。

- ① 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。
- ② 原子力防災管理者が不在のときにはその職務を代行する。

- (3) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合、社長は、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に7日以内に様式第3の届出書により届け出る。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 通報連絡体制及び情報連絡体制

(1) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡体制

原子力防災管理者は、別図第2の通報経路を定めて通報連絡体制を整備しておくとともに、夜間・休日等においても対応できる体制を整備するものとする。

また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、(事業者外運搬に係る事象の発生の場合にあつては国土交通大臣)、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長から、通報に関する状況について報告を求められたときはこれを行う。

(2) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の情報連絡体制

① 社外関係機関との連絡体制

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告及び連絡について別図第3の通報経路を定めて連絡体制を整備しておくものとする。

② 社内の情報連絡体制

社内の情報連絡体制は、別図第4に定めるとおりとする。

2. 緊急時態勢の発令及び解除

- (1) 原子力防災管理者は、別表第1に該当する事象が発生した場合には、緊急時態勢を発令する。

- (2) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに別図第1の原子力防災組織による事業所対策本部を設置し、自ら事業所対策本部長として事業所対策本部を統括する。

- (3) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、所内放送又は原子力防災組織緊急連絡網等を使用し、別図第5に定める連絡経路により、原子力防災要員等を非常召集する。

なお、原子力防災管理者は、あらかじめ原子力防災要員等の連絡先を記載した名簿

を作成整備しておく。

- (4) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに本社品質・安全管理室長に報告する。

社長は、品質・安全管理室長から事業所における緊急時態勢発令の報告を受けたときは、速やかに、本社の会議室に本社対策本部を設置する。本社対策本部は、別図第1に示す原子力防災組織で構成する。

社長は、本社対策本部長としてその職務を遂行する。

- (5) 事業所対策本部長は、次の場合、緊急時態勢を解除することができる。

① 原子力緊急事態解除宣言があった場合

② 原子力緊急事態宣言が発令されていない場合にあつては、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束した場合

- (6) 事業所対策本部長は、緊急時態勢を解除し、事業所対策本部を解散したときは、本社品質・安全管理室長に報告する。

- (7) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言があった場合であっても、原子力災害事後対策に必要であると判断した場合は、原子力防災組織を継続する。

この場合、原子力防災管理者の判断により、その後の原子力災害事後対策に必要な原子力防災要員等を除き、原子力防災組織を縮小することができる。

3. 権限の行使

- (1) 緊急時態勢が発令された場合、事業所の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、事業所対策本部のもとで行う。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、事業所対策本部長として、職制上の権限を行使して活発に原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることとする。なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第11条第1項に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）について、別表第4に仕様を定める設備を別図第6に定める位置に設置して、次に掲げる検査等を実施する。

- (1) モニタリングポストの検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (2) モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- (3) 毎年1回以上定期的にモニタリングポストの較正を行う。
- (4) モニタリングポストが故障したときは、別表第5に定める措置をとる。
- (5) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原子力災害対策特別措置法第11条第3項に基づき、社長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に7日以内に様式第4に定める届出書により届け出る。
- (6) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原子力災害対策特別措置法第11条第5項の検査を受けるため、(5)の現況届と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を社長から内閣総理大臣及び原子力規制委員会に提出する。
 - ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ② 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地
 - ③ 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要
- (7) モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し、1年間保存する。また、モニタリングポストにより測定した放射線量等については、ホームページへ掲載するなどして公表するとともに茨城県及び東海村へ報告するものとする。
- (8) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長から、モニタリングポストの状況、若しくはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。
- (9) 茨城県が整備する環境放射線テレメータシステムへ環境放射線データや放出源情報等を提供するための設備等を整備・維持する。
- (10) その他モニタリングポストに関する詳細については、別に定める。

2. 原子力防災資機材等の整備

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第11条第2項に規定される原子力

防災資機材等に関して次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 別表第 6 及び別図第 9 に定める原子力防災資機材並びに別表第 7 及び別図第 9 に定めるその他の原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
- (2) 原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材に不具合が認められた場合、代替品を補充することにより必要数量を確保するとともに速やかに修理する。
- (3) 原子力防災資機材を備え付けたときは、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項に基づき、社長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に 7 日以内に様式第 5 に定める届出書により届け出る。また、毎年 9 月 30 日現在における備え付けの現況を翌月 7 日までに同様式の届出書により届け出る。
- (4) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

第 4 節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. オフサイトセンターに備え付ける資料

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第 12 条第 4 項に規定するオフサイトセンターに備え付けるための資料を別表第 8 に定め、内閣総理大臣に提出する。

また、原子力防災管理者は、これらの資料について内容に変更があったとき及び年 1 回見直しを行う。

2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

原子力防災管理者は、原子力規制庁緊急時対応センターにおいて使用する資料として、別表第 8 に定める資料のうち内閣総理大臣に提出する資料を備え付ける。

また、原子力防災管理者は、これらの資料について内容に変更があったとき及び年 1 回見直しを行う。

3. 事業所及び本社に備え付ける資料

(1) 事業所

原子力防災管理者は、別表第 8 に定める資料を事業所に備え付ける。また、原子力

防災管理者は、これらの資料について内容に変更があったとき及び年 1 回見直しを行う。

(2) 本社

原子力防災管理者は、品質・安全管理室長に別表第 8 に定める資料のうち、内閣総理大臣に提出する資料と同じものを送付し、品質・安全管理室長は、本社対策本部に備え付ける。

第 5 節 原子力災害対策活動で使用・利用する設備等の整備・点検

1. 事業所対策本部室

原子力防災管理者は、事業所対策本部室を常に使用可能な状態に整備する。

2. 本社対策本部室

社長は、本社対策本部の活動拠点として本社対策本部室を定め、常に使用可能な状態に整備する。

3. 集合及び避難場所

原子力防災管理者は、別図第 7 に定める集合及び避難場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が集合及び避難場所であることを掲示する。また、原子力防災管理者は、集合及び避難場所を指定又は変更したときは、原子力防災要員その他必要な関係者に周知する。

4. 気象観測設備

原子力防災管理者は、別表第 9 に仕様を定める気象観測設備を別図第 8 に定める位置に設置して、常に使用可能になるよう定期的に点検・整備を行い、不具合を認めた場合は代替の措置をとる。その他気象観測設備に関する詳細は別に定める。

原子力防災管理者は、気象観測設備により観測したデータを 3 年間保存する。

5. 放送装置

原子力防災管理者は、事業所における所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。

また、原子力防災管理者は、所内放送装置に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

6. 緊急被ばく医療設備等

原子力防災管理者は、ヨウ素剤などの医薬品の確保、従業員等に対する放射線測定及び汚染の除去並びに応急措置に必要な設備等の整備を図る。

また、従業員等の救急医療を確保するため、あらかじめ近隣などの医療機関にその協力を求める。

第6節 防災教育の実施

原子力防災管理者は、原子力防災要員等に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について防災教育を実施する。また、防災教育実施後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容の見直しを行う。

1. 原子力防災組織及び活動に関する事項
2. 原子燃料加工施設及び原子燃料輸送容器に関する事項
3. 放射線防護に関する事項
4. 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する事項
5. 臨界安全管理に関する事項
6. オフサイトセンター及び原子力緊急時支援・研修センターに関する事項

第7節 防災訓練の実施

1. 社内における訓練

- (1) 原子力防災管理者は、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、以下の防災訓練を実施する。防災訓練の内容等については、別表第10に示す。

- a. 総合訓練
- b. 個別訓練

- ・通報訓練
- ・救護訓練
- ・モニタリング訓練
- ・避難誘導訓練

(2) 原子力防災管理者は、総合訓練の計画について、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

(3) 原子力防災管理者は、総合訓練を毎年実施し、訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画（本防災業務計画）の見直しを行う。

(4) 社長は、原子力緊急事態を想定した訓練を実施した場合、その結果を様式第9に定める報告書により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を社外ホームページに公表する。

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画の策定に協力するとともに、これに共催し、又は参加・協力することとし、訓練内容に応じて原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

第8節 関係機関との連携

原子力防災管理者又は社長は、国の機関（原子力規制委員会及びその他関係省庁）と相互に連携を取りながら、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を進めるために、平常時から次の項目に掲げるとおり相互連携を図るものとする。また、国、茨城県、東海村等が行うオフサイトセンターの運営要領の作成に協力するものとする。

1. 国との連携

(1) 原子力防災管理者は、国の機関（原子力規制委員会及びその他関係省庁）と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

(2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務につ

いて報告を行う。

(3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。

(4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画の修正及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合、速やかにその対応を行う。

また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集及び提供等相互連携を図る。

(5) 原子力防災管理者は、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原子炉等規制法第64条第3項に基づく危険時の措置について命令があった場合は、速やかにその対応を行う。

2. 地方公共団体との連携

(1) 原子力防災管理者は、地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの対応等について、「茨城県原子力防災連絡協議会」の場等を通じて、国、茨城県、東海村その他の関係機関と平常時より密接な連携を図るものとする。

(2) 原子力防災管理者は、「茨城県原子力防災連絡協議会」等が開催される場合、参加要請に基づきこれに参加し密接な連携を保つ。

(3) 原子力防災管理者は、茨城県知事、東海村長から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務についての報告を行う。

(4) 原子力防災管理者は、茨城県知事、東海村長から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査についての対応を行う。

(5) 原子力防災管理者は、住民の避難計画等の作成について、茨城県及び東海村に協力するものとする。

3. 地元防災関係機関等との連携

原子力防災管理者は、地元防災関係機関等（ひたちなか・東海広域事務組合消防本部、ひたちなか警察署及びその他関係機関）と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

第9節 周辺地域住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時から、事業所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行うものとする。

1. 放射性物質及び放射線の特性
2. 原子力事業所の概要
3. 原子力災害とその特殊性
4. 原子力災害発生時における防災対策の内容

第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策

核燃料物質等の事業所外における運搬の業務に従事する者（運搬を委託する運送業者等の従事する者を含む。）に対しては、その職務の遂行及び事故の発生等に適切に対処するために必要かつ十分な教育訓練を施すものとする。また、核燃料物質の事業所外運搬に当たっては、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、円滑な通報を確保するための非常時連絡表等を作成するとともに、実際の運搬を行うに当たっては、これら書類及び非常通信用資機材並びに防災資機材を携行することとする。

また、必要な防災対応を的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、事故時に次の措置を適切に取るために必要な体制の整備を図るものとする。

- ① 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ② 国、県、海上保安部署等への迅速な通報
- ③ 消火、延焼防止等の応急措置
- ④ 運搬に従事する者や付近にいる者の避難
- ⑤ 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立ち入り禁止等の措置

⑥ モニタリングの実施

⑦ 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去

⑧ その他放射線障害の防止のために必要な措置

なお、核燃料物質の事業所外運搬中の事故により別表第1の事象が発生した場合には、運搬の業務に従事している者は、直ちに原子力防災管理者にその発生と状況を連絡することができる体制を整備するとともに、原子力防災管理者が直ちに国、県等関係機関に同時に文書で送信できるよう、必要な通報、連絡体制を整備するものとする。

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報及び連絡

1. 通報の実施

(1) 原子力防災管理者は、別表第1の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、様式第6に定められた通報様式に必要事項を記入し、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長その他別図第2に定められた通報先に、ファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに、その着信を電話により確認する。

なお、別表第1に定める事象のうち、事業所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬の場合にあつては、様式第6に定められた通報様式に必要事項を記入し、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長その他別図第2に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに、その着信を電話により確認する。

(2) 前項によることができない場合には、通報は、様式第6に定められた事項について行うものとし、また、通報の方法は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に対し確認する。

(3) 原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。

(4) 別表第1の事象には該当しないが、加工施設に異常が発生し、環境への有意な放射性物質の放出等がある、又はそのおそれがある場合（自然災害を含み、警戒事態という。）には、原子力防災管理者は、直ちに原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報に準じて関係機関に連絡するものとする。

(5) 原子力防災管理者は、社外への通報、連絡及び報告を行った場合、その内容を記録として保存する。

(6) 原子力防災管理者は、オフサイトセンターが立ち上がる前の初期段階において、周辺住民の避難等が必要であると判断したときには、直ちに茨城県知事及び関係する市町村長へ周辺住民の避難等の措置を要請する。

2. 緊急時態勢発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、別表第1の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、この計画第2章第1節1.「緊急時態勢」に基づき、直ちに緊急時態勢を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに本社品質・安全管理室長に報告する。
- (3) 社長は、品質・安全管理室長から事業所における緊急時態勢発令の報告を受けたときは、直ちに緊急時態勢を全社（発災事業所を除く。）に発令する。
 - ① 社長は、緊急時態勢を発令したときは、緊急連絡網等を使用し本社対策本部の要員を本社対策本部室に招集し、本社対策本部を設置する。
 - ② 社長は、緊急時態勢発令後は本社対策本部長となり、緊急時対策活動を掌握してその職務を遂行するとともに、必要に応じ全社活動方針を示す。
 - ③ 本社対策本部は、社外連絡等の緊急時対策活動を実施するとともに事業所において実施される緊急時対策活動を支援する。
 - ④ 社長が事故その他の理由により不在の場合は、あらかじめ指名された役員が緊急時に係る職務を代行する。
- (4) 原子力防災管理者は、緊急時態勢発令後、原子力防災要員等を召集する。
- (5) 原子力防災管理者は、事業所対策本部を設置し、事業所対策本部長となり活動を開始する。

3. 情報の収集と提供

- (1) 事業所対策本部の各関係係長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、事業所対策本部長に報告する。
 - ① 事故の発生時刻及び場所
 - ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
 - ④ 事業所敷地周辺における放射線並びに放射能の測定結果
 - ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出予測

- ⑥ 気象状況
- ⑦ 収束の見通し
- ⑧ その他必要と認める事項

(2) 事業所対策本部情報第1係長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式第7に記入し、別図第3に定める連絡箇所にファクシミリによって送信する。さらにその着信を電話により確認する。

4. 電話回線の確保

事業所対策本部情報第1係長は、緊急事態応急対策実施時の通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じるものとする。

第2節 応急措置の実施

1. 警備及び避難誘導

事業所対策本部警備誘導係長は、各係長と協力して次に掲げる措置を講じる。

(1) 避難場所等の指定

事業所内の事象に係る緊急時態勢が発令された場合、事業所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「事業所避難者」という。）に対する避難場所及び避難経路等の必要な事項を指定する。

(2) 避難の周知

事業所避難者に対して所内放送等により指定する避難場所への避難及び避難の際の防護措置を周知させる。

(3) 事業所敷地外への避難

事業所避難者を事業所敷地外へ避難させる必要がある場合、事業所敷地外へ避難させる。また、この際に事業所対策本部情報第1係長は、その旨を直ちに茨城県知事、東海村長、原子力防災専門官に連絡する。

(4) 事業所への入域制限

事業所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

2. 放射能影響範囲の推定

事業所対策本部放管係長及び技術係長は、事業所内及び事業所敷地周辺の放射線並びに放射能の測定を行い、放射性物質が事業所敷地外に放出された場合、放射線監視データ、気象観測データ及び緊急時環境モニタリングデータ等から放射能影響範囲を継続的に推定する。

3. 緊急被ばく医療

原子力防災管理者は、国や茨城県が行う緊急被ばく医療に対し、要員の派遣及び資機材の貸与等の要請があれば応急対策の状況に応じて可能な限りこれに協力するものとする。

事業所対策本部救護・消火係長は、各係長と協力して次に掲げる措置を講じる。

(1) 救助活動

負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合、負傷者等を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 除染・搬送活動

負傷者等については、可能な限りの応急処理、汚染の測定、除染等の措置を講ずるとともに、初期被ばく医療に際しては、緊急被ばく医療体制に関する覚書（茨城県、茨城県医師会及び原子力事業者の3者）に基づく緊急被ばく医療に関する契約書（医療機関と原子力事業者の契約書）に従い、契約先の医療機関への移送や治療の依頼等必要な措置を講ずる。また、移送の際は、放射線管理要員を同行させる等の必要な措置を講じる。2次被ばく医療以上の措置が必要な場合には、これらの医療に係る指定医療機関に対し同様の措置を講じる。

(3) 二次災害防止に関する措置

医療機関へ負傷者等の移送及び治療の依頼を行うとき並びに救急隊が到着したときは、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染状況等、被ばく防止のために必要な情報を救急隊員等に伝達する。

4. 消火活動

事業所対策本部救護・消火係長は速やかに火災の発生状況を把握し、係員の安全を確保しつつ、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行う。

5. 汚染拡大の防止

事業所対策本部警備誘導係長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設置し、標識等により明示するとともに、必要に応じ所内放送等により事業所構内にいる者に周知する。

また、事業所対策本部除染係長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

6. 線量評価

事業所対策本部放管係長は、避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

7. 広報活動

(1) 事業所対策本部総務広報係長は、報道機関が事業所に取材に来訪した場合、その状況に応じて事業所に広報場所を開設し、茨城県知事、東海村長と連絡を取りつつ、定期的に広報を行う。ただし、事業所内が使用できないと判断した場合、別に指定する場所で広報を行う。

(2) オフサイトセンターの運営が開始された場合、オフサイトセンターで定期的に広報を行う。

8. 応急復旧

(1) 施設及び設備の整備並びに点検

事業所対策本部工務係長は、警報盤の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、事業所設備の状況及び機器の動作状況等を把握する。

(2) 応急の復旧対策

事業所対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、応急復旧計画を策定し、事業所対策本部の各係長は、応急復旧計画に基づき復旧対策を実施する。応急復旧計画策定に当たっては、施設、設備の整備及び点検、故障した設備等の応急の復旧等について記載することとする。

9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

事業所対策本部の関係する各係長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るため、次に掲げる事項について措置を検討し、実施するものとする。

- (1) 事故の拡大のおそれがある場合、事故拡大防止に関する措置を検討し、措置を講ずる。
- (2) 事故発生施設以外の施設については、事故発生施設からの影響を考慮し、直ちに必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。
- (3) 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

10. 資機材の調達及び輸送

事業所対策本部調達係長は、原子力防災資機材及びその他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達し、輸送する。

11. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

核燃料物質等の事業所外運搬に従事する者が核燃料物質等の運搬中に別表第1の事象の発生を発見した場合は、直ちに原子力防災管理者に事故の発生並びにその状況を報告するものとする。

原子力防災管理者がこの連絡を受けた場合、又は原子力防災管理者が核燃料物質等の運搬に係る別表第1の事象の発生を発見又は発見の通報を受けた場合は、原子力災害対策特別措置法に基づき、国、事故等の発生場所を管轄する都道府県及び市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署及び原子力緊急時支援・研修センター等の関係機関に事故情報をファクシミリで送信する。加えて、主要な機関等に対しては、その着信を電話により確認するものとし、以後、応急対策の状況等を随時連絡するものとする。

また、事業所対策本部長は、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関、海上保安部署及び原子力緊急時支援・研修センター等と協力して、事象の状況を踏まえ、次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大の防止、汚染の除去及び放射線の遮蔽
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

1 2. 応急措置の実施報告

事業所対策本部情報第1係長は、本節の各項に掲げる応急措置を実施した場合、様式第10に定める報告様式にその概要を記入し、別図第3に定める連絡経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、原子力防災専門官及び各関係機関にファクシミリを送信し、その着信を電話により確認する。

ただし、事業所対策本部情報第1係長は、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、応急措置を実施した場合、様式第10に定める報告様式にその概要を記入し、別図第3に定める連絡経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力防災専門官及び各関係機関に報告する。

1 3. 原子力防災要員等の派遣等

事業所対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに茨城県知事、東海村長その他の執行機関の実施する応急の対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表第11に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

派遣された原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき、必要な業務を行う。なお、派遣要員及び原子力資機材等の輸送手段としては、車両を使用することとするが、道路等の状況により輸送ができない場合には必要な措置を講じる。

また、事業所対策本部長は、必要に応じて、当社の熊取事業所に応援を要請する。それでもなお不足する場合、事業所対策本部長は、他の原子力事業者の協力を直接又は本

社品質・安全管理室長を通じて、他の原子力事業者に要請する。

第3節 緊急事態応急対策

1. 原子力緊急事態発生通報

- (1) 事業所対策本部長は、別表第2に定められた状態に至った場合、事業所対策本部情報第1係長を経由して、様式第8に所定の事項を記入して、直ちに別図第3に定められた箇所にファクシミリを送信し、その着信を電話により確認する。
- (2) 事業所対策本部長は、別図第4に定める連絡経路に基づき、本社品質・安全管理室長その他必要な箇所に原子力緊急事態が発生した旨を連絡する。

2. 原子力防災要員等の派遣等

- (1) 事業所対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに茨城県知事、東海村長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表第11に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

また、避難（又はコンクリート屋内退避）の勧告又は指示を行った市町村へ原子力防災要員等を派遣し、避難所（又はコンクリート屋内退避所）において事故状況に関する説明など住民に対する広報を行う。

派遣された原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき、必要な業務を行う。

また、事業所対策本部長は、必要に応じて、当社の熊取事業所に応援を要請する。

それでもなお不足する場合、事業所対策本部長は、他の原子力事業者の協力を直接又は本社品質・安全管理室長を通じて、他の原子力事業者に要請する。

- (2) 派遣された副原子力防災管理者等は、事業所対策本部と連絡を密にし、現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会に事故状況の報告を行い、構成各機関と密接な情報交換を行うとともに、共有された情報を事業所対策本部に周知する。また、原子力災害現地対策本部の指示に基づき、必要な対応を行うとともに、その対応内容について、事業所対策本部長に報告する。

3. 応急措置の継続実施

事業所対策本部長は、この計画第3章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間、継続して実施する。また、事業所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長から原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

4. 事業所外運搬事故における対策

事業所対策本部長は運搬を委託された者と協力し、発生現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、事業所における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

第4章 原子力災害事後対策

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があつたとき以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

第1節 事業所の対策

1. 復旧対策

事業所対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 加工施設等の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 加工施設等の除染の実施及び放射線の遮蔽
- (3) 加工施設等損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止等
- (5) 復旧対策の実施体制、実施担当者及び実施工程

原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長から、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 被害者の相談窓口の設置

事業所対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等必要な体制を整備する。

3. 緊急時態勢の解除

事業所対策本部長は、第2章第2節2.（5）により緊急時態勢を解除する。

4. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講

じる。

第2節 原子力防災要員等の派遣等

原子力防災管理者は、オフサイトセンター、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに茨城県知事、東海村長、その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、引き続き、別表第12に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

派遣された原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき、必要な業務を行う。

また、事業所対策本部長は、必要に応じて、当社の熊取事業所に応援を要請する。

それでもなお不足する場合、事業所対策本部長は、他の原子力事業者の協力を直接又は本社品質・安全管理室長を通じて、他の原子力事業者に要請する。

第5章 他の原子力事業者への協力等

1. 原子力災害発生時の協力

他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項等について別表第13に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をするよう努める。なお、派遣要員及び原子力資機材等の輸送手段としては、車両を使用することとするが、道路等の状況により輸送ができない場合には必要な措置を講じる。

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- (5) 避難者（歩行が困難な高齢者等災害時要援護者を含む）の搬送・避難誘導等の支援

また、他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、国や茨城県が行う緊急被ばく時医療に対し、要員の派遣及び資機材の貸与等の要請があればこれに協力するものとする。

ただし、事業所外運搬の場合にあつては、「他の原子力事業者の原子力事業所で」を「他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送中に」に読み替えて準用する。

また、社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑にできるよう、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておくものとする。

2. 「原子力事業所安全協力協定（東海NOAH協定）」に基づく協力

茨城県東海村、那珂市、大洗町等に所在している原子力事業所間で締結している「原子力事業所安全協力協定（東海NOAH協定）」に基づき、他の原子力事業所で発生した原子力緊急事態応急対策への支援を行う場合は、安全協力委員会委員長からの要請に応じ、必要な協力活動を実施する。

3. 「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく協力

加工事業所間で締結している「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき、他の原子力事業所で発生した原子力緊急事態応急対策への支援を行う場合は、各社からの要請に応じ、必要な協力活動を実施する。

付則

この計画は、平成29年3月9日から施行する。

東海事業所

原子力事業者防災業務計画 別冊

図表集

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (1 / 11)

略称	法令
(1) 敷地境界 放射線量 上昇	法第10条第1項
	原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において<u>政令で定める基準(*1)</u>以上の放射線量が<u>政令で定めるところ(*2)</u>により検出されたことその他の<u>政令で定める事象(*5)</u>の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、<u>内閣府令・原子力規制委員会規則(*8)</u>（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、<u>内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令(*9)</u>）及び原子力事業者防災業務計画の<u>定めるところ</u>により、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。
	(*)1 政令第4条第1項（政令で定める基準）／（第1項に規定する基準） 法第10条第1項の政令で定める基準は、5 μSv/h の放射線量とする。
	(*)2 政令第4条第2項（政令で定めるところ）／（第2項の定めによるところ） 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他<u>原子力規制委員会規則で定める場合(*3)</u>は、当該数値は検出されなかったものとみなす。
	(*)3 通報事象等規則第3条の2（原子力規制委員会規則で定める場合） 令第4条第2項の原子力規制委員会規則で定める場合は、<u>原子力規制委員会</u>が<u>定める測定設備(*4)</u>及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（令第4条第2項の1時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第1項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。
	(*)4 通報事象等規則第3条の2の規定に基づく測定設備を定める告示第2条（原子力規制委員会が定める測定設備） 通報事象等第3条の2の原子力規制委員会が定める測定設備は、次の表（略）の上欄に掲げる原子力事業所について、同表の下欄に定めるものとする。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (2 / 11)

略称	法令
(1) 敷地境界 放射線量 上昇 (続き)	(*5) 政令第4条第4項 (政令で定める事象) 法第10条第1項の政令で定める事象は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。 政令第4条第4項第1号 <u>第1項に規定する基準(*1)以上の放射線量が第2項(*2)又は前項(第3項)(*6)の定めによるところにより検出されたこと。</u> (*6) 政令第4条第3項 (前項の定めによるところ) 前項の定めによるところにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が1 μSv/h以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において<u>原子力規制委員会規則で定めるところ(*7)により測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。</u> (*7) 通報事象等規則第4条 (原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線 (自然放射線によるものを除く。) が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。 (*8) 防災業務計画等命令第3条 (内閣府令・原子力規制委員会規則の定めるところ) 法第10条第1項前段による事業所外運搬に係る事象以外の事象が発生した場合における通報は、別記様式第2によるものとする。この場合において、通報の方法は、次条第1項のファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて一斉に複数の者に送信するものとし、送信した旨を直ちに電話で通報先に連絡することにより行わなければならない。 二 前項の規定によることができない場合には、通報は、別記様式第2に掲げる事項について行うものとし、また、通報の方法は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に対し確認することにより行わなければならない。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (3 / 11)

略称	法令
(1) 敷地境界 放射線量 上昇 (続き)	(※9) 事業所外運搬事象の通報手続等省令第2条 (内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令の定めるところ) 法第10条第1項前段による事業所外運搬に係る事象が発生した場合における通報は、別記様式第1によるものとする。この場合において、通報の方法は、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令 (文部科学省・経済産業省令第4号) 第4条第1項のファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて一斉に複数の者に送信するものとし、送信した旨を直ちに電話で通報先に連絡することにより行わなければならない。
(2) 放射性物質通常経路放出	法第10条第1項 (略。別表第1 (1) 参照) (※5) 政令第4条第4項 (政令で定める事象) (略。別表第1 (1) 参照) 政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量(※1)に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準(※10)以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところ(※11)により検出されたこと。 (※10・※11) 通報事象等規則第5条第1項 (原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第4条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあつては、次の表の上欄に掲げる場合に依り、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。 次の表の上欄、中欄、下欄：添付参照。
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	法第10条第1項 (略。別表第1 (1) 参照) (※5) 政令第4条第4項 (政令で定める事象) (略。別表第1 (1) 参照) 政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域 (その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域(※12)をいう。) 外の場所 (前号に規定する場所(※13)を除く。) において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところ(※14)により検出されたこと。 イ 50 μSv/h 以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が5 μSv/h の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準(※15)以上の放射性物質

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (4 / 11)

略称	法令				
(3) 火災爆発等による放射性物質放出 (続き)	(*12)通報事象等規則第6条第1項(原子力規制委員会規則で定める区域) 令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。 (抜粋) <table><tr><th>加工事業者</th></tr><tr><td>核燃料物質の加工の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域</td></tr></table> <table><tr><th>使用者</th></tr><tr><td>核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域</td></tr></table> (*13)前号に規定する場所:当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。(2)参照。 (*14)通報事象等規則第6条第3項(原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。 通報事象等規則第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	加工事業者	核燃料物質の加工の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域	使用者	核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域
加工事業者					
核燃料物質の加工の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域					
使用者					
核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域					

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (5 / 11)

略称	法令
(3) 火災爆発等による放射性物質放出 (続き)	(*15)通報事象等規則第6条第2項(原子力規制委員会規則で定める基準) 令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値
(4) 事業所外運搬放射線量異常	法第10条第1項(略。別表第1(1)参照) (*5)政令第4条第4項(政令で定める事象)(略。別表第1(1)参照) 政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ(*16)により検出されたこと。 (*16)原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令(平成24年文部科学省 経済産業省 国土交通省令第2号。以下「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」という。)第2条(原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ) 第1項 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (6 / 11)

略称	法令
(5) 原子炉外 臨界	法第10条第1項 (略。別表第1 (1) 参照)
	(※5) 政令第4条第4項 (政令で定める事象) (略。別表第1 (1) 参照) 政令第4条第4項第5号 前各号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。第6条第4項第4号において同じ。) の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として<u>原子力規制委員会規則 (*17) (事業所外運搬に係る事象にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令) (*18) で定めるもの</u> (※17) 通報事象等規則第7条第2号 (原子力規制委員会規則で定めるもの) 令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。 二 原子炉の運転等のための施設の内部 (原子炉の内部を除く。) において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (7 / 11)

略称	法令
(6) 事業所外 運搬事故	法第10条第1項 (略。別表第1 (1) 参照)
	(※3) 政令第4条第4項 (政令で定める事象) (略。別表第1 (1) 参照) 政令第4条第4項第5号 (別表第1 (5) 参照) (※18) 通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第3条 (原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるもの) 令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬 (核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示 (平成2年科学技術庁告示第5号) 第3条並びに第5条第1項第1号 (液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。)) 及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示 (昭和52年運輸省告示第585号) 第4条並びに第10条第1項第1号 (液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。)) 及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示 (平成13年国土交通省告示第1094号) 第4条並びに第7条第1項第1号 (液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。)) 及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。) に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。
(7) 原子力緊急事態宣言に関する事象等	法第10条第1項 (略。別表第1 (1) 参照)
	(※3) 政令第4条第4項 (政令で定める事象) (略。別表第1 (1) 参照) 政令第4条第4項第6号 前各号に掲げるもののほか、第6条 (注) 第4項第3号又は第4号に掲げる事象 (注) 政令第6条は、法第15条の原子力緊急事態に関するもの。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (8 / 11)

添付 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が
通報すべき事象等に関する規則第5条関係 (1 / 2)

上欄	中欄	下欄
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に50を乗じて得た数	ハの値を10分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (9 / 11)

添付 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が
通報すべき事象等に関する規則第5条関係 (2 / 2)

三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じた値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (10 / 11)
 別表 (原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条関係)

単位 [m³ / s]

(1) 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離 (m)

放射 射 性 物 質 が 放 出 さ れ る 地 点 の 地 表 か ら の 高 さ (注) (m)		20 以上 30 未満	30 以上 40 未満	40 以上 50 未満	50 以上 60 未満	60 以上 70 未満	70 以上 80 未満	80 以上 90 未満	90 以上 100 未満	100 以上 200 未満	200 以上 300 未満	300 以上 400 未満	400 以上 500 未満	500 以上 600 未満	600 以上 700 未満	700 以上 800 未満	800 以上 900 未満	900 以上 1000 未満	1000 以上	
	1 未満	1×10	5×10	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	1×10 ³	1×10 ³	5×10 ³	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	
	1 以上 10 未満	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	5×10 ³	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	
	10 以上 20 未満	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	
	20 以上 30 未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	
	30 以上 40 未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	
	40 以上 50 未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	
	50 以上 60 未満	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	
	60 以上 70 未満	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	
	70 以上 80 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	80 以上 90 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	90 以上 100 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	100 以上 110 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	110 以上 120 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	120 以上 130 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	130 以上 140 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
140 以上 150 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
150 以上	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	5×10 ⁶	

(注) 高さは、吹き上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さをを用いることができる。

別表 (原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条関係)

(2) 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

[illegible]

(社)塩田は、吹上げ塩、屋敷、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さをを用いることができる。

別表第2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態線源発令の基準
(1 / 5)

略称	法令
(1) 敷地境界 放射線量 上昇	法第15条第1項第1号 第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は<u>政令で定める放射線測定設備(*1)及び測定方法(*2)</u>により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として<u>政令で定めるもの(*3)</u>以上である場合 (*1)政令第6条第1項（政令で定める放射線測定設備） 法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事とその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であつて法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。 (*2)政令第6条第2項（政令で定める測定方法） 法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 (*3)政令第6条第3項（政令で定める基準） 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、2地点以上において又は十分間以上継続して検出された場合に限る。）1時間当たり5マイクロシーベルト 二 （略） 三 （略）

別表第2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態線源発令の基準
(2 / 5)

略称	法令
(2) 放射性物質通常経路放出	法第15条第1項第2号 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として<u>政令で定めるもの(*4)</u>が生じた場合 (*4) 政令第6条第4項第1号 (政令で定めるもの) 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合における放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして<u>原子力規制委員会規則で定める基準(*5)以上</u>の放射性物質が<u>原子力規制委員会規則で定めるところ(*6)</u>により検出されたこと。 (*5・*6) 通報事象等規則第12条第1項 (原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	法第15条第1項第1号 第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は<u>政令で定める放射線測定設備(*1)及び測定方法(*2)</u>により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として<u>政令で定めるもの(*7)以上</u>である場合 (*7) 政令第6条第3項 (政令で定める基準) 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 - 一 (略) - 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h - 三 (略)

別表第2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態線源発令の基準
(3 / 5)

略称	法令
(3) 火災爆発等による放射性物質放出 (続き)	法第15条第1項第2号 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として<u>政令で定めるもの(*8)</u>が生じた場合 (*8) 政令第6条第4項第2号 (政令で定めるもの) 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500 $\mu\text{Sv/h}$ の放射線量に相当するものとして<u>原子力規制委員会規則で定める基準(*9)</u>以上の放射性物質が<u>原子力規制委員会規則で定めるところ(*10)</u>により検出されたこと。 (*9・*10) 通報事象等規則第13条 (原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。
(4) 事業所外運搬放射線量上昇	法第15条第1項第1号 第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は<u>政令で定める放射線測定設備(*1)</u>及び<u>測定方法(*2)</u>により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として<u>政令で定めるもの(*11)</u>以上である場合 (*11) 政令第6条第3項 (政令で定める基準) 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 (略) 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h

別表第2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態線源発令の基準
(4 / 5)

略称	法令	
(5) 原子炉外 臨界	法第15条第1項第2号 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として <u>政令で定めるもの(*12)</u> が生じた場合	
	(*12)政令第6条第4項第3号(政令で定めるもの) 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。	
(6) 事業所外 運搬事故	法第15条第1項第2号 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として <u>政令で定めるもの(*13)</u> が生じた場合	
	(*13)政令第6条第4項第4号(政令で定めるもの) 前3号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として <u>原子力規制委員会規則(*14)</u> (事業所外運搬に係る事象にあっては、 <u>原子力規制委員会規則・国土交通省令</u>)(*15)で定めるもの (*14)通報事象等規則第14条(原子力規制委員会規則で定めるもの) (注:本条項は加工施設には該当せず。) 令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。 <table border="1"> <tr> <td>ト 原子炉に係る原子炉の運転等のための施設(イからへまでに掲げるものを除く。)</td><td>原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出し、又は放出するおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td></tr> </table>	ト 原子炉に係る原子炉の運転等のための施設(イからへまでに掲げるものを除く。)
ト 原子炉に係る原子炉の運転等のための施設(イからへまでに掲げるものを除く。)	原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出し、又は放出するおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	

別表第2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態線源発令の基準
(5 / 5)

略称	法令
(6) 事業所外 運搬事故 (続き)	(*15)原子力規制委員会規則・国土交通省令第4条 (原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるもの) 令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示(別表名は略。)及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示(別表名は略。)に掲げるものに限る。)に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示(別表名は略。)及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示(別表名は略。)に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号)第80条第2項及び航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第194条第2項第2号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。)に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

別表第3 原子力防災要員等の職務と配置 (1 / 2)

1. 東海事業所 (一部オフサイトセンター)

原子力防災要員等の職務	人数	配 置	所属する原子力 防災組織の係名
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び主務大臣、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	2名	事業所内	情報第1係
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換及び緊急事態応急対策についての相互の協力	2名	事業所内	情報第1係
		オフサイトセンター	情報第2係
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	2名	事業所内	総務広報係
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	2名	事業所内	放管係
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	2名	事業所内	技術係
防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	2名	事業所内	工務係
放射性物質による汚染の除去	2名	事業所内	除染係
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施及び消火活動	2名	事業所内	救護・消火係
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	2名	事業所内	調達係
原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従事者等の避難誘導	2名	事業所内	警備誘導係

別表第3 原子力防災要員等の職務と配置 (2/2)

2. 本社 (一部原子力規制庁緊急時対応センター (ERC))

原子力防災要員等の職務	人数	配 置	所属する原子力 防災組織の係名
全社の防災総括責任者	1名	本社	本部長
本部長の補佐 本部長代理支障のある場合の代理	1名	本社	本部長補佐
本社対策本部設営 報道機関対応, 渉外	2名	本社	総務広報係
情報受発信、整理 ERC派遣、規制委員会(規制庁)との情 報共有	5名	本社及び原子力規制 庁緊急時対応センタ ー(ERC)	情報係
水・食料調達 発災事業所への調達面での支援	2名	本社	調達係

別表第4 放射線測定設備の仕様

名 称	測定対象	測定器の種類、 測定レンジ	点検内容	点検頻度
モニタリング ポスト1	空気吸収 線量率	NaI(Tl)シンチレーション 10 ¹ nGy/h～10 ⁸ nGy/h	外観・動作	1回／年
モニタリング ポスト2	空気吸収 線量率	NaI(Tl)シンチレーション 10 ¹ nGy/h～10 ⁸ nGy/h	外観・動作	1回／年

別表第5 モニタリングポストが故障等により使用不能となった場合の代替措置

1. 速やかに可搬式放射線測定器等を用い、6回／日以上 の頻度にて当該個所の放射線量を測定する。
2. モニタリングポストの修理を行うとともに、加工施設の運転状況に異常がないことを確認する。
3. 隣接するモニタリングポストの指示値に異常がないことを確認する。

別表第6 原子力防災資機材（その1）

原子力防災資機材の種類		数量	配備場所	点検内容	点検頻度
放射線障害防護用器具	汚染防護服				
	①	28着	事務棟	外観・員数	1回/年
	②	14着	事務棟	外観・員数	1回/年
	③	14着	事務棟	外観・員数	1回/年
	呼吸用ボンベマスク（空気呼吸器）	2式	事務棟	外観・員数・動作	1回/年
	フィルタ付	14式	事務棟	外観・員数	1回/年
非常用通信機器	防護マスク	14式	事務棟	外観・員数	1回/年
	専用電話回線	3回線	安全管理棟対策本部	外観・員数・動作	1回/年
	専用ファクシミリ装置	1台	安全管理棟対策本部	外観・員数・動作	1回/年
	専用構内電話（PHS）	16台	安全管理棟対策本部	外観・員数・動作	1回/年
	排気筒モニター リング設備そ の他の固定式 測定器	4台	加工工場/給気室 廃棄物処理棟/排気室 HTR燃料製造施設/ 排気室	外観・員数・動作	1回/年
	排水モニター（バッチ式処理につき該当せず）	—	—	—	—
計測器等	ガンマ線測定 用サーベイメ ータ	2台	安全管理棟2F	外観・員数・動作	1回/年
	① 電離箱サーベイメータ				
	② NaIシンチレーション サーベイメータ	2台	安全管理棟2F	外観・員数・動作	1回/年
	中性子線測定用サーベイメータ（レムカウンタ ー）	2台	安全管理棟2F	外観・員数・動作	1回/年

別表第6 原子力防災資機材（その2）

原子力防災資機材の種類		数量	配備場所	点検内容	点検頻度
計測器等（続き）	空間放射線積算線量計	10個	安全管理棟2F	外観・員数・動作	1回／年
	同上リーダ	1台	安全管理棟2F	外観・員数・動作	1回／年
	① 表面汚染密度測定用サーベイメータ	1台	安全管理棟2F	外観・員数・動作	1回／年
	② 汚染密度測定用β（γ）線サーベイメータ	1台	安全管理棟2F	外観・員数・動作	1回／年
	① 可搬式ダスト測定関連機器	4台	安全管理棟2F	外観・員数・動作	1回／年
	② 測定器	1台	安全管理棟2F	外観・員数・動作	1回／年
	① 可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	2台	安全管理棟2F	外観・員数・動作	1回／年
	② 測定器	1台	安全管理棟2F	外観・員数・動作	1回／年
	個人用外部被ばく線量測定器（ポケット線量計）	40台	安全管理棟2F	外観・員数・動作	1回／年
	ヨウ化カリウム製剤	5000錠	安全管理棟2F	外観・員数	1回／年
その他資機材	担架	2台	事務棟	外観・員数	1回／年
	除染用具	1式	安全管理棟2F	外観・員数	1回／年
	被ばく者輸送のために使用可能な車両	1台	所内駐車場	外観・動作	1回／年
	屋外消火栓設備	1式	建屋周辺	外観・動作	2回／年
	動力消防ポンプ設備（可搬消防ポンプ）	1式	加工工場東、第2駐車場	外観・動作	2回／年

別表第 7 その他の原子力防災資機材

原子力防災資機材の種類		数量	配備場所	点検内容	点検頻度
非常用電源設備	非常用発電機 (64kw)	1 台	部材棟南	外観・動作	1 ヶ月毎
	可搬式発電機 (3.5kwA)	3 台	機械棟	外観・動作	1 ヶ月毎
通信関係	災害時優先電話	2 台	安全管理棟	外観・動作	1 ヶ月毎
	緊急呼出装置	1 台	安全管理棟警備室	外観・動作	1 回/年
	携帯型無線	6 台	安全管理棟	外観・動作	1 回/年
	衛星電話	3 台	安全管理棟対策室、 加工工場組立室、 輸送本部	外観・動作	1 回/年
	FAX	4 台	事務棟、技術棟、 安全管理棟、 HTR燃料製造施設	—	—
非常食関係	事業所内放送設備 (一般放送設備)	1 式	事務棟	—	—
	非常食セット	対策本部員 1 名につき 3 日分	記録保管棟 I	外観・員数	1 回/年

別表第8 原子力災害対策活動で使用する資料

	資 料 名
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 規定・マニュアル類 ①原子力事業者防災業務計画 ※ ②核燃料物質の加工事業に係る保安規定 ※ ③事故対策基準 ④防火管理規定 ⑤危険物管理標準 ⑥放射線障害予防規定 (2) 組織、体制等の資料 ①原子力防災組織体制表 ②非常時の連絡ルート
2. 放射線影響推定に関する資料	(1) 核燃料物質の加工事業許可申請書及び変更許可申請書 ※ (2) 核燃料物質の使用許可申請書及び変更許可申請書 ※ (3) 施設配置図 ※ (4) 主要設備概要 (5) 主要系統図 (6) 設備及び放射線計測器配置図 (7) 気象観測データ (風向・風速) (8) 空間線量測定データ (9) 環境試料測定データ (10) 事業所周辺地図 (11) 事業所周辺航空写真

(注) ※印資料は原子力災害対策特別措置法第12条第4項に基づき、内閣総理大臣に提出する資料である。

別表第9 その他防災のための設備の仕様

名 称	測定対象	測定器の種類、 測定レンジ	点検内容	点検頻度
気象観測設備	風向	風車型 0度～540度	外観・動作	1回／年
	風速	風車型 0m/s～30m/s	外観・動作	1回／年
	雨量	転倒ます型 0mm～100mm	外観・動作	1回／年

別表第 10 防災訓練に係る訓練項目

訓練項目		訓練内容	対象者	頻度
総合訓練※1,2		特定事象を想定し、緊急時態勢を発令し、事業所対策本部組織員を招集し、活動を行う。	事業所対策本部員 (原子力防災要員等) 各係員	1 回／年
個別訓練	通報訓練	連絡責任者を中心とした社内 外通報訓練及び招集訓練	関係係員	必要の都度
	救護訓練	負傷者のサーベイ、応急処置及 び除染、搬送訓練	救護・消火係員	必要の都度
	モニタリング訓練	技能訓練	放管係員	必要の都度
	避難誘導訓練	所員の避難誘導訓練	警備誘導係員	必要の都度

※1 総合訓練については、国、県、村主催の原子力防災訓練又は保安規定に基づく非常時訓練と兼ねることが出来る。

※2 総合訓練の中に、通報訓練、救護訓練、モニタリング訓練及び避難誘導訓練を含めることを原則とするが、含めない場合は個別訓練を実施することとする。

別表第11 応急措置・緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣	原子力防災資機材の貸与	備考
オフサイトセンターの業務に関する事項	副原子力防災管理者		
	情報第2係		
	技術係		
	総務広報係		
環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	放管係	汚染防護服 (タイベックスーツ)	7着
	除染係	呼吸用ボンベマスク (空気呼吸器)	7式
		フィルター付防護マスク (半面)	7式
		フィルター付防護マスク (全面)	7式
		空間放射線積算線量計	2個
		可搬式ダストサンプラー	1台
		ポケット線量計	10個
		ヨウ化カリウム製剤	500錠
地方自治体災害対策本部等における業務に関する事項 (茨城県、東海村)			
	各1名程度		

別表第12 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

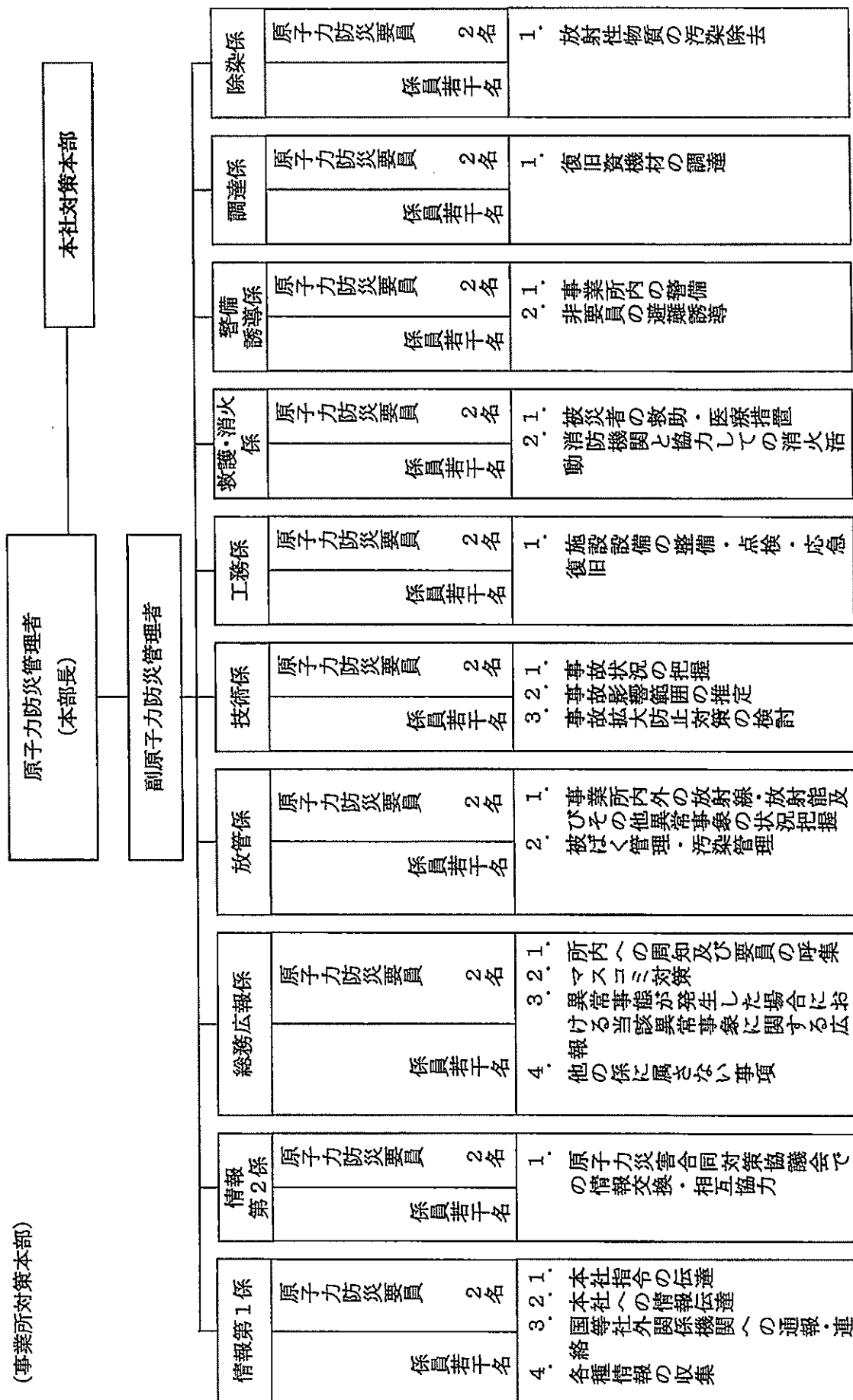
原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣	原子力防災資機材の貸与	備考
オフサイトセンターの業務に関する事項	副原子力防災管理者	1名	
	情報第2係	2名	
	技術係	1名	
	総務広報係	1名	
環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	放管係	汚染防護服（タイベックスーツ）	7着
	除染係	呼吸用ボンベマスク（空気呼吸器）	7式
		フィルター付防護マスク（半面）	7式
		フィルター付防護マスク（全面）	7式
		空間放射線積算線量計	2個
		可搬式ダストサンプラー	1台
		ポケット線量計	10個
		ヨウ化カリウム製剤	500錠
地方自治体災害対策本部等における業務に関する事項（茨城県、東海村）		各1名程度	

別表第 1 3 他の原子力事業者で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員 等の派遣	原子力防災資機材の貸与		備考
環境放射線モニタリ ング、汚染検査、汚染 除去に関する事項	放管係	5 名	汚染防護服 (タイベックスーツ)	7 着	
	除染係	4 名	呼吸用ボンベマスク (空気呼吸器)	7 式	
			フィルター付防護マスク (半面)	7 式	
			フィルター付防護マスク (全面)	7 式	
			空間放射線積算線量計	2 個	
			可搬式ダストサンプラー	1 台	
			ポケット線量計	1 0 個	
			ヨウ化カリウム製剤	5 0 0 錠	

別図第1 原子力防災組織（原子力防災要員等）の業務分掌（1／2）

（事業所対策本部）



※1. 各係の原子力防災要員のうち1名は係長とする。

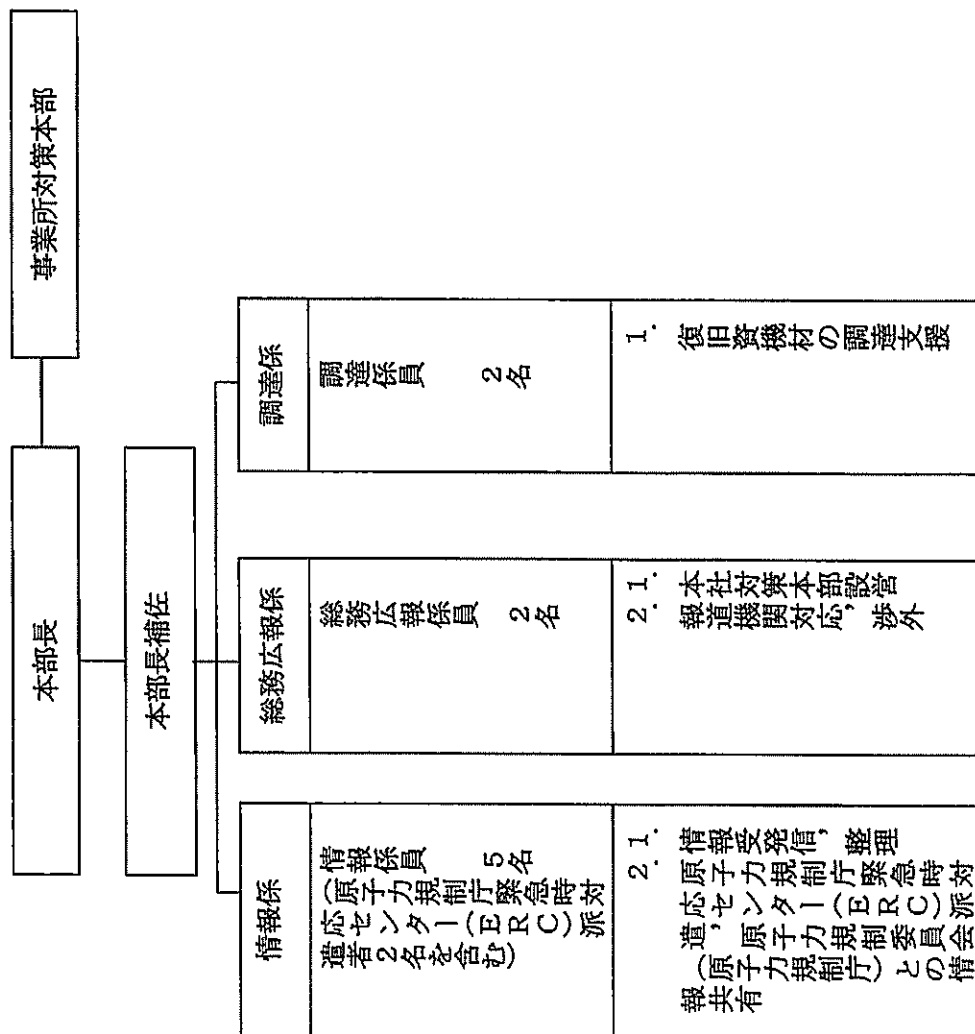
※2. 事業所対策本部は原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び各係長により構成する。

※3. 核燃料取扱主任者（正）に任命されている者は、原子力防災要員を兼ねることはできないものとする。

別図第1 原子力防災組織（原子力防災要員等）の業務分掌（2／2）

（本社）

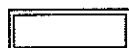
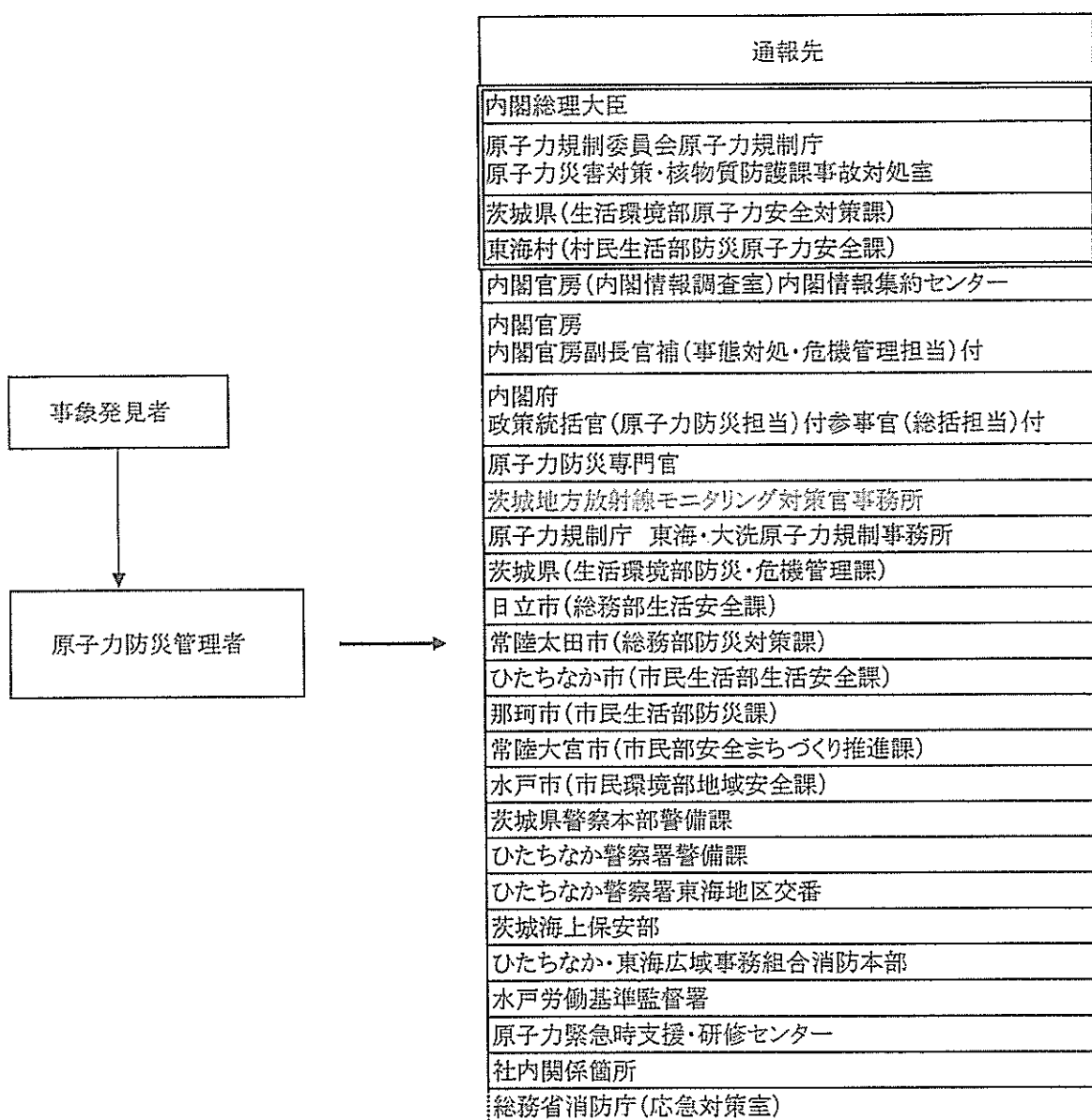
（本社対策本部）



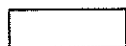
※ 係員のうち1名は係長とする。

別図第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1/2)

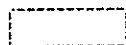
(1)事業所内での事象発生時の通報経路



:原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
(ファクシミリ一斉送信及び電話によるファクシミリ着信の確認)



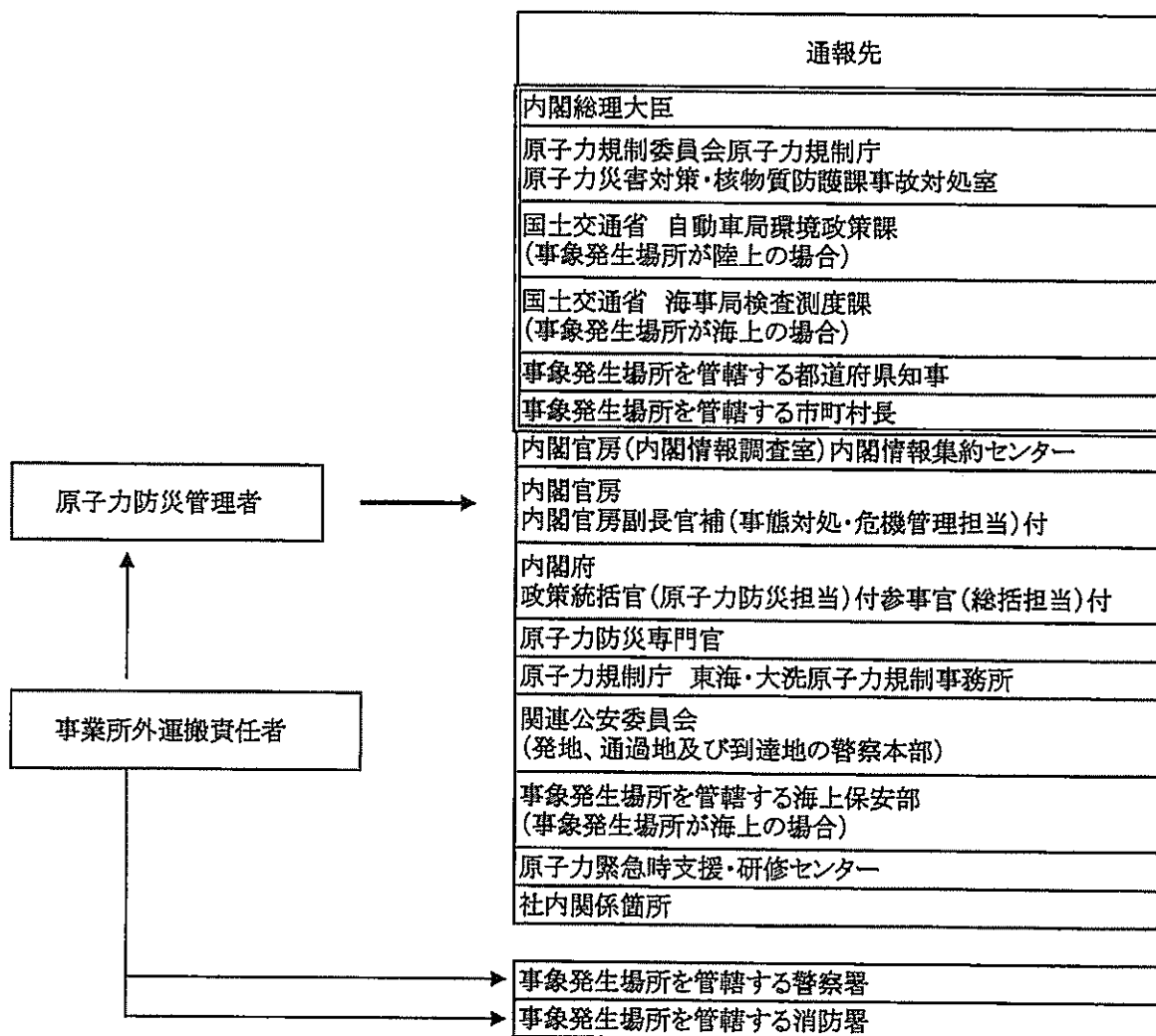
:その他関係機関(ファクシミリ一斉送信及び電話によるファクシミリ着信の確認)



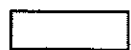
:その他関係機関(ファクシミリ一斉送信。なお、電話連絡は不要)

別図第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (2/2)

(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路



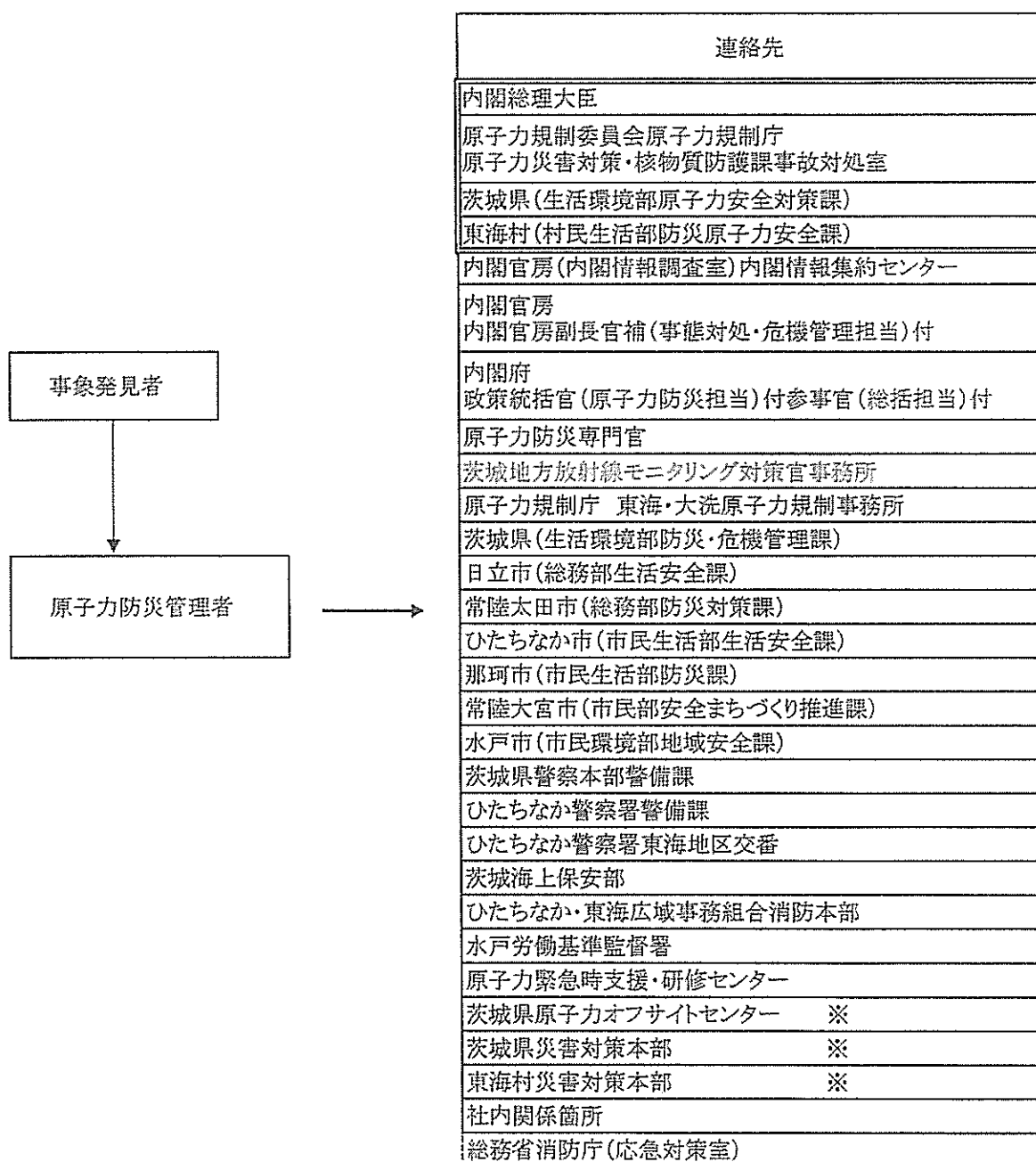
: 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
(ファクシミリ斉送信及び電話によるファクシミリ着信の確認)



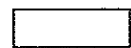
: その他関係機関 (ファクシミリ斉送信及び電話によるファクシミリ着信の確認)

別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項通報後の連絡経路 (1/2)

(1) 事業所内での事象発生時の連絡経路



: 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく報告先
(ファクシミリ一斉送信及び電話によるファクシミリ着信の確認)



: その他関係機関(ファクシミリ一斉送信及び電話によるファクシミリ着信の確認)



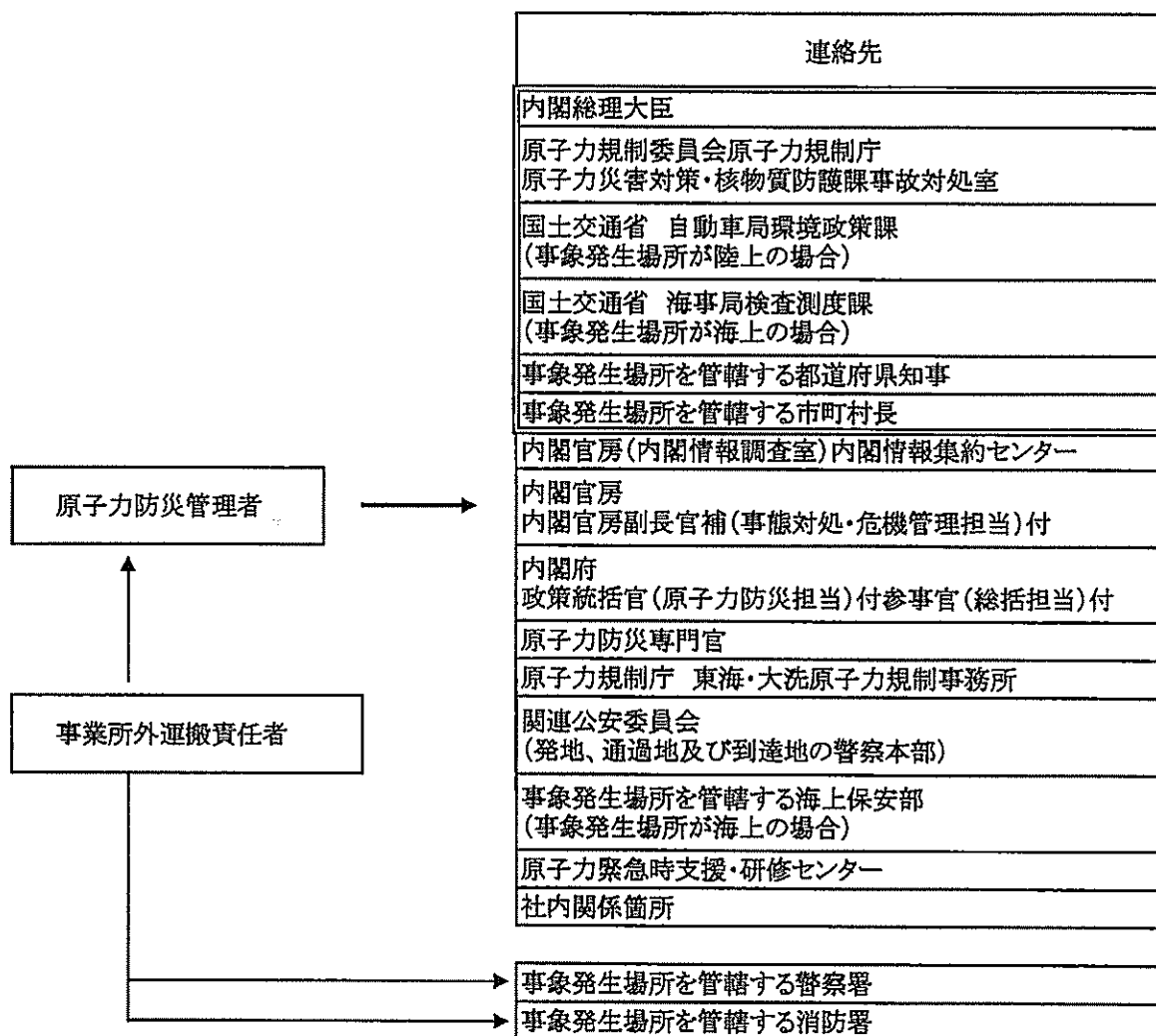
: その他関係機関(ファクシミリ一斉送信。なお、電話連絡は不要)

※

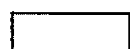
: 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項通報後の連絡経路 (2/2)

(2)事業所外運搬での事象発生時の連絡経路

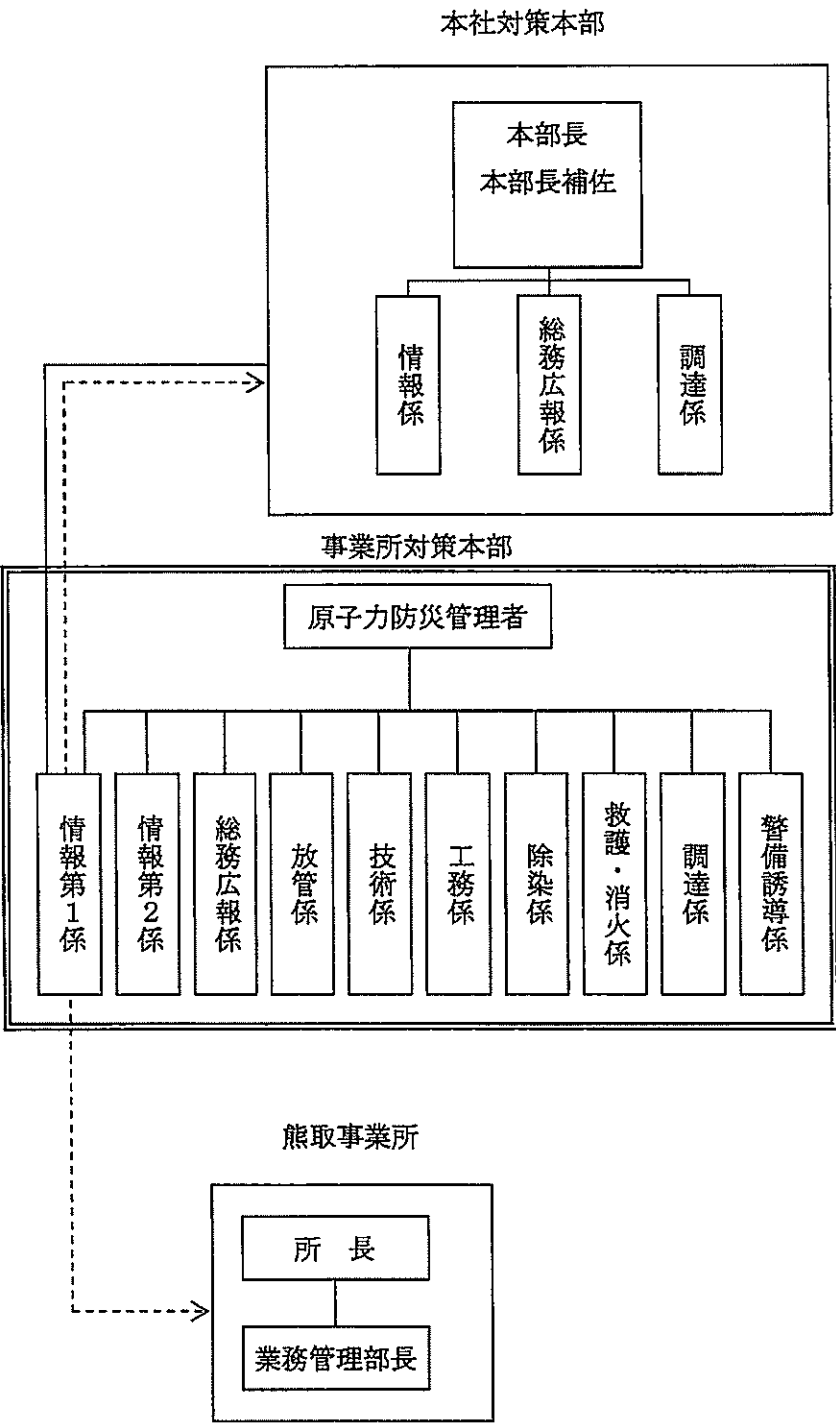


:原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく報告先
(ファクシミリ斉送信及び電話によるファクシミリ着信の確認)



:その他関係機関(ファクシミリ斉送信及び電話によるファクシミリ着信の確認)

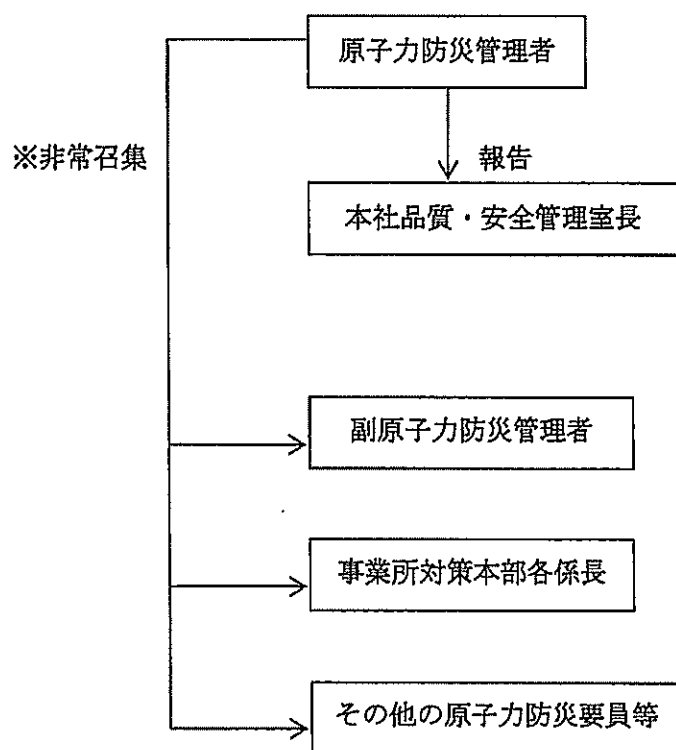
別図第4 緊急時態勢発令後の社内の情報連絡体制



—— 社内の情報連絡・指示

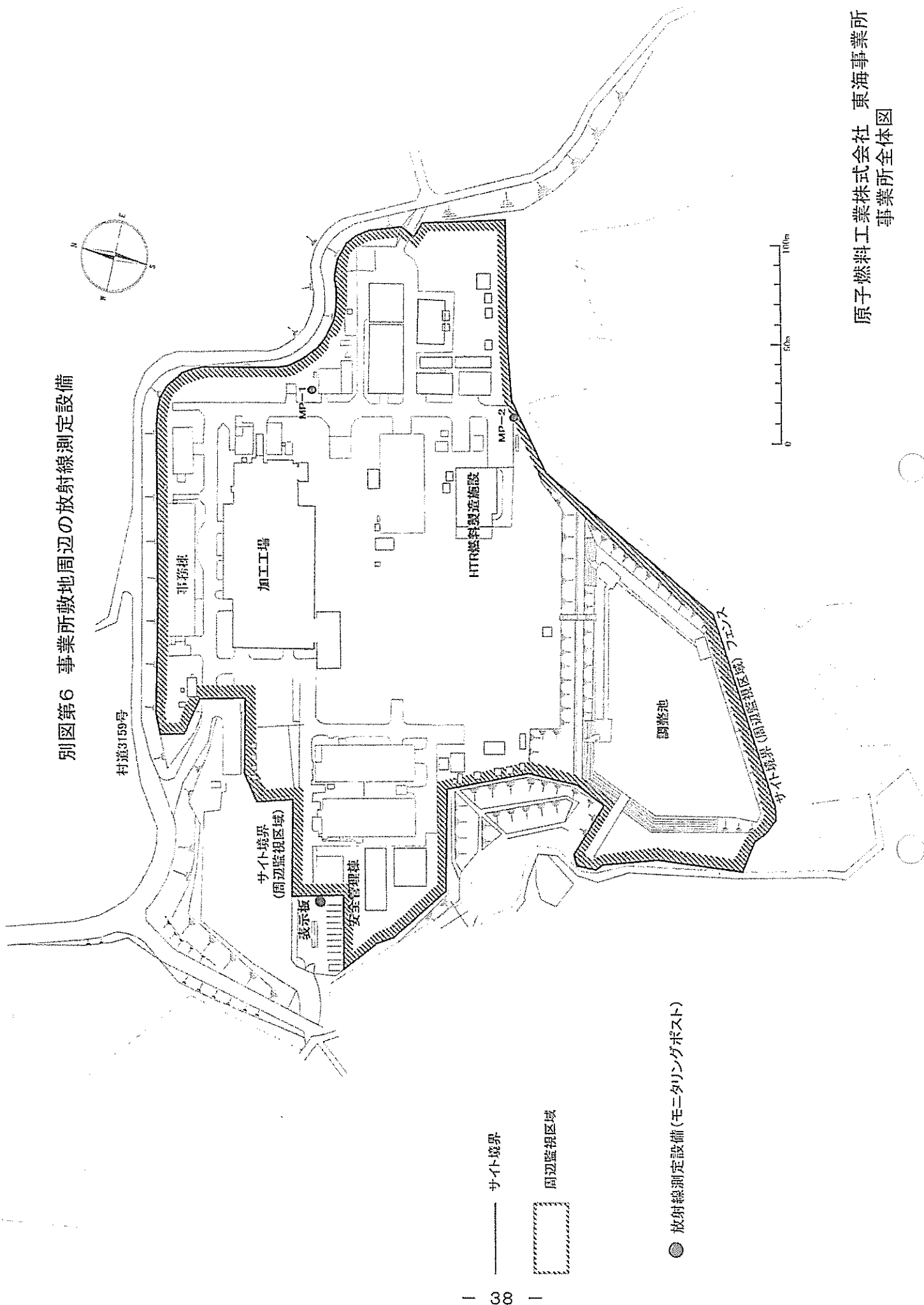
-----> ファクシミリによる通報と報告

別図第5 緊急時態勢発令時の原子力防災要員等の非常召集連絡経路

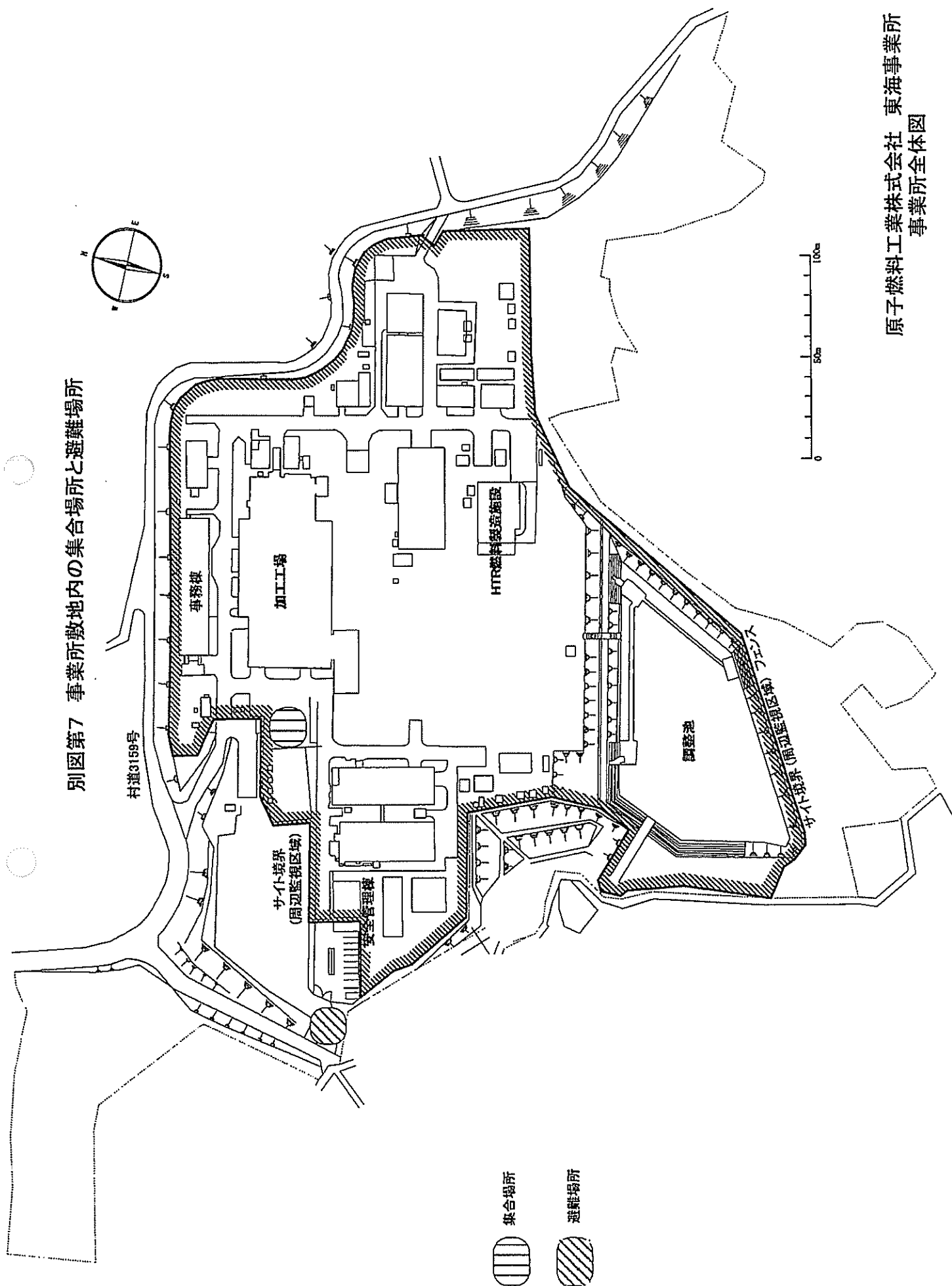


※非常召集は所内放送又は電話による一斉呼出により行う。

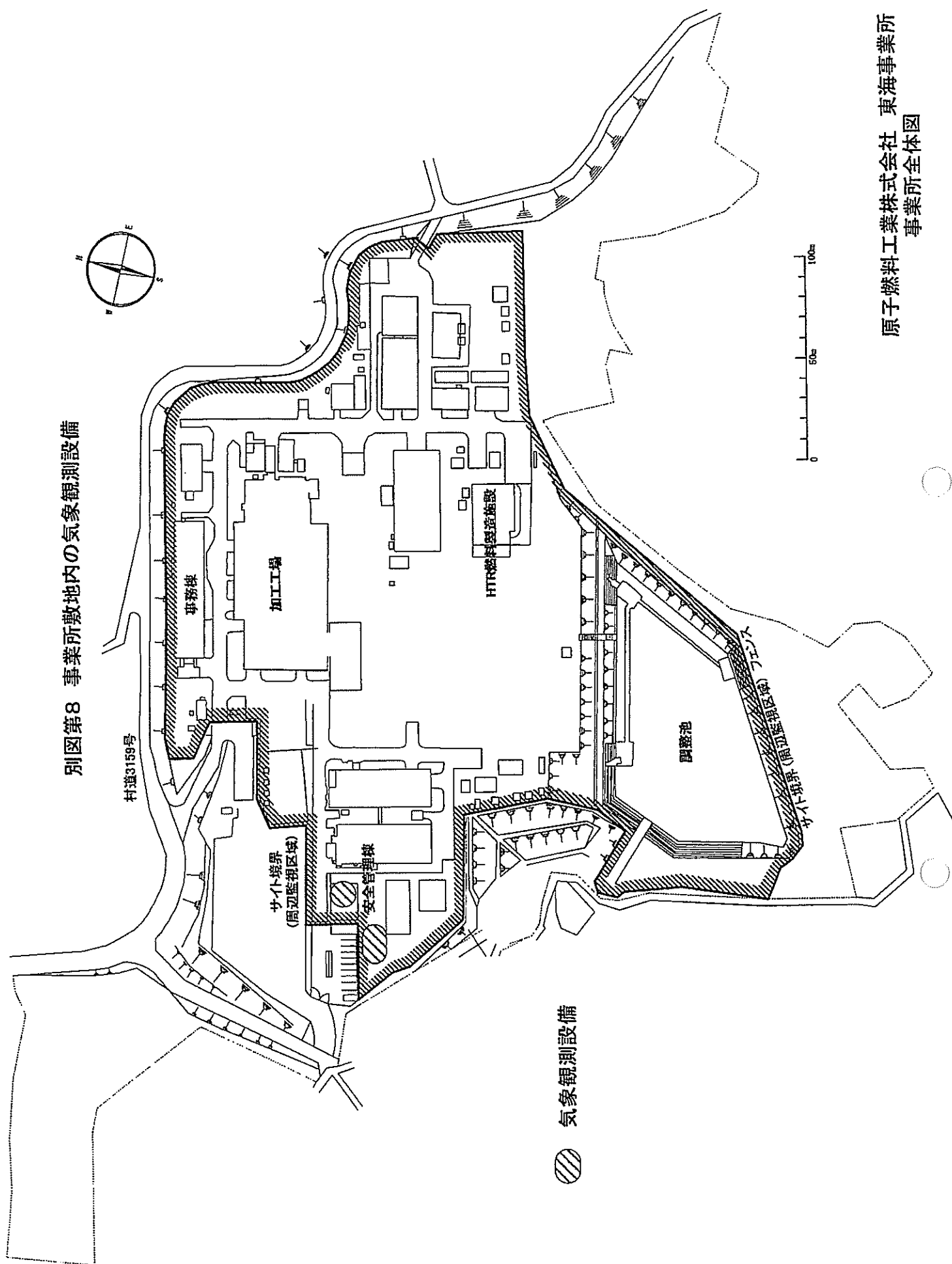
別図第6 事業所敷地周辺の放射線測定設備



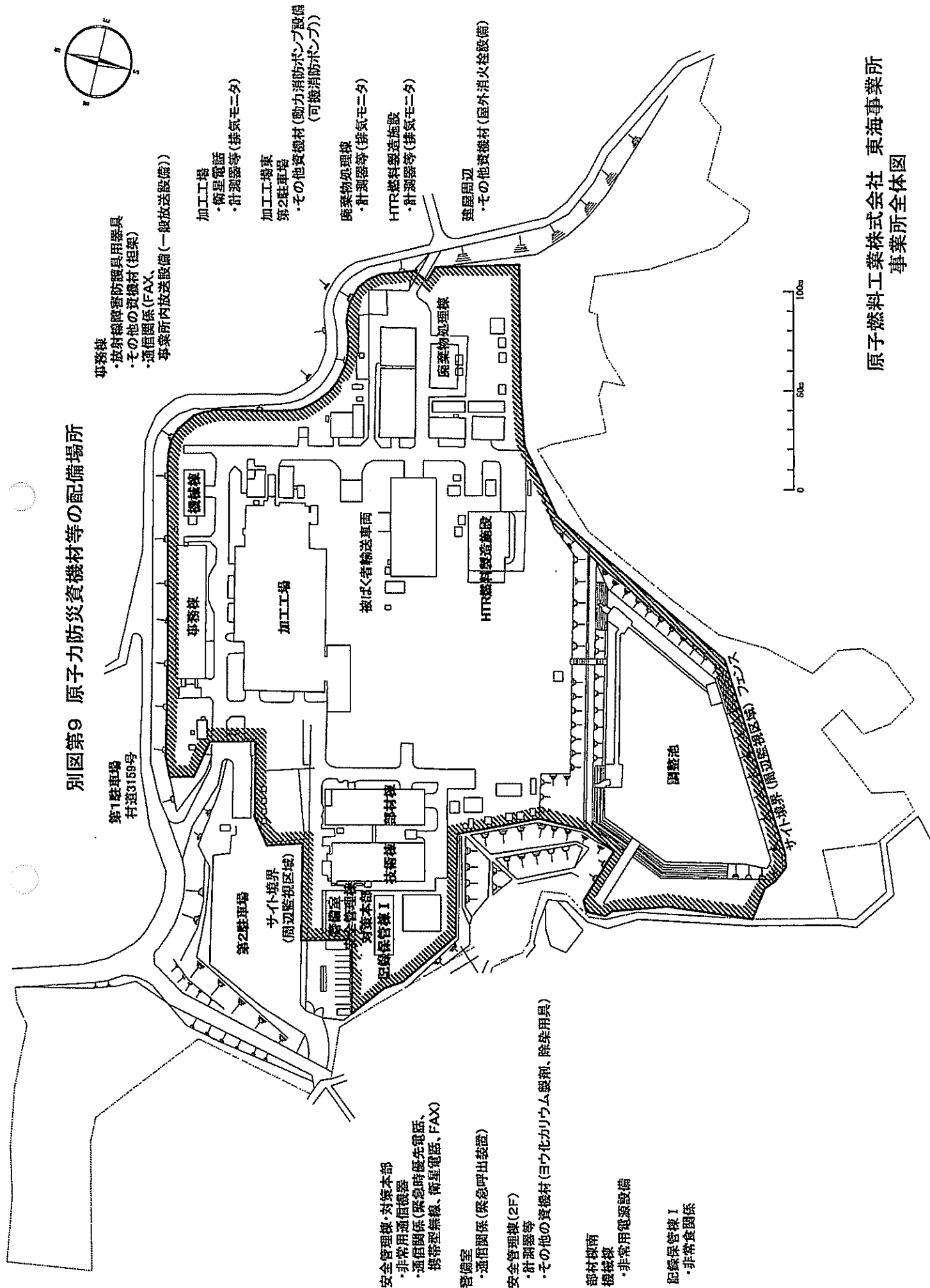
別図第7 事業所敷地内の集合場所と避難場所



別図第8 事業所敷地内の気象観測設備



別図第9 原子力防災資機材等の配備場所



原子燃料工業株式会社 東海事業所
事業所全体図

様式第1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者	
住所 _____	
氏名 _____ 印	
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	
(担当者 所属 電話)	
別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 協議が整っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第2 原子力防災要員現況届出書

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所 _____

氏名 印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所			
業 務 の 種 別	防災要員の職制	その他の防災要員	
情報の整理、関係者との連絡調整			名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等			名
広 報			名
放射線量の測定その他の状況の把握			名
原子力災害の発生又は拡大の防止			名
施設設備の整備・点検、応急の復旧			名
放射性物質による汚染の除去			名
医療に関する措置			名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送			名
原子力事業所内の警備等			名

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日 原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 _____ (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話) 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任しましたので、原子力 災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
区 分	選 任 解 任		
正	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第4 放射線測定設備現況届出書

		年 月 日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
届出者		
住所 _____		
氏名		印
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
(担当者		所属 電話)
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき 届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の 把握方法	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第8条第1号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 5 原子力防災資機材現況届出書

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 _____ (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話) 原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	排気筒モニタリング設備	排気筒モニタ	台
	その他の固定式測定器	(α 線排気モニタ)	台
	ガンマ線測定用サーベイメータ		台
	中性子線測定用サーベイメータ		台
	空間放射線積算線量計		個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器		台
	その他	エリアモニタリング設備	台
モニタリングカー		台	
その他資機材	ヨウ素剤	錠	
	担架	台	
	除染用具	式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

3 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

様式第 6 (1) 特定事象発生通報

		年 月 日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
第 1 0 条 通 報		通報者名 _____ 連絡先 _____
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		(2 4 時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 6 (2) 特定事象発生通報

		年 月 日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿		
第 1 0 条 通 報		通報者名 _____
		連絡先 _____
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称 及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		(24 時間表示)
発 生 し た 特 定 事 象 の 概 要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線 量の状況、検出さ れた放射性物質の 状況又は主な施 設・設備の状況等	
その他特定事象の把握 に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 6 (3) 警戒事態発生連絡

		年 月 日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
連絡者名 _____		
連絡先 _____		
警戒事態の発生について、原子力事業者防災業務計画第 3 章第 1 節の規定に基づき連絡します。		
原子力事業所の 名称及び場所		
警戒事態の発生箇所		
警戒事態の発生時刻		(24 時間表示)
発生 した 警戒 事態 の 概 要	警戒事態の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線 量の状況、検出さ れた放射性物質の 状況又は主な施 設・設備の状況等	
その他警戒事態の把握 に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(加工・使用施設)

様式第7 異常事態連絡様式(第2報以降)

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡すること。

平成____年____月____日 (第____報) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 通報者名 _____ 連絡先(原子力防災管理者) _____ 特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。	
原子力事業所の名称及び場所	名称: _____ (事業区分: _____) 場所: _____
特定事象の発生箇所	_____ 建屋 _____ 施設
特定事象の発生時刻	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分 (24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 _____ 原子力緊急事態に該当 (☐ する, ☐ しない)
	想定される原因 ☐ 特定 _____ ☐ 調査中
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等 別紙1, 2を参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	周辺環境への影響 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分) 被ばく者の状況 ☐ 無 ☐ 有: 被ばく者 ____ 名 要救助者 ____ 名 汚染拡大の有無 ☐ 無 ☐ 有: _____
	気象情報 (確認時刻 時 分) ・天候 : _____ ・風向 : 方位 ・風速 : m/s ・大気安定度 : _____
	周辺環境への影響 ☐ 無 ☐ 有: _____
	応急措置概要 _____

1. 事故時の運転状況

事故発生時の工程	工 程
	設 備

2. 施設の状況

項 目	確認時刻 (日 時 分)
その他の状況 ・火 災 ・爆 発 ・漏 えい	
特 記 事 項	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

【別紙2：放射性物質及び放射線に関するデータ】

1. 放射性物質の状況

項 目	評価時間 (日 時 分)
発生した特定事象の概要 評価時刻での放出量 (放出率) 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 全 α (Bq/h) 全 β (Bq/h) 総 量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量 (濃度) 希ガス (Bq/□) ヨウ素 (Bq/□) 全 α (Bq/□) 全 β (Bq/□) 総 量 (Bq/□)	
評価時刻までの放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 全 α (Bq) 全 β (Bq) 総 量 (Bq) 放出継続時間 (h) 放出開始時刻	
評価時刻以後の放出 (予測) 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総 量 (Bq) 放出継続推定時間 (h)	

2. 予測線量

	評価時刻 (日 時 分)			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv

(施設側での計算値)

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

【別紙2：放射性物質及び放射線に関するデータ】

3. 放射線モニタリングの状況

注1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注2) 場所がわかる資料も送付することとする。

排気筒モニタ/その他のα線モニタ

			時 分	時 分	時 分
排気筒モニタ	加工工場 1	排気筒	cpm	cpm	cpm
	〃 2	〃	cpm	cpm	cpm
	廃棄物処理棟	〃	cpm	cpm	cpm
	HTR燃料製造施設	〃	cpm	cpm	cpm
その他のα線モニタ	測定場所		cpm	cpm	cpm
			cpm	cpm	cpm
			cpm	cpm	cpm
			cpm	cpm	cpm

固定式モニタリング設備 (モニタリングポスト/エリアモニタ)

γ線空間線量率

			時 分	時 分	時 分
モニタリングポスト 1			μ Gy/h	μ Gy/h	μ Gy/h
モニタリングポスト 2			μ Gy/h	μ Gy/h	μ Gy/h
エリアモニタ	加工工場	集合体貯蔵エリア I	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
		ペレット貯蔵室	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
		ペレット加工室 I	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
		原料貯蔵室 I	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
		放射線管理室	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
		ペレット加工室 R II (1)	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
		ペレット加工室 R II (2)	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
		容器保管室	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
		原料貯蔵室 III	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
		ペレット貯蔵エリア I (P2)	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
		ペレット加工室 R I	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
		原料貯蔵室 VI	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
		燃料棒保管室	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
			μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	HTR 燃料製造施設	原料貯蔵室 V	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
		製品貯蔵庫	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
		精製エリア	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
		原料粉末充填エリア	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
		ADU 粒子生成エリア	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h

可動式モニタリング設備 (γ線サーベイメータ/中性子レムカウンタ) γ線/中性子線空間線量

			時 分	時 分	時 分
γ線サーベイメータ	測定場所		μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
			μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
			μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
			μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
中性子レムカウンタ	測定場所		μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
			μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
			μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
			μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値 (推定値を含む) を記載することも可とする。

(事業所外運搬)

異常事態連絡様式 (第2報以降)

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡すること。

平成____年____月____日 (第____報) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿 通報者名 _____ 連絡先 (原子力防災管理者) _____ 特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。		
原子力事業所の名称及び場所	名称: _____ (事業区分: _____) 場所: _____	
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分 (24時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 _____ 原子力緊急事態に該当 (☐ する, ☐ しない)	
	想定される原因 ☐ 特定 _____ ☐ 調査中	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等 別紙を参照	
その他特定事象の把握に参考となる情報	周辺環境への影響 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分)	被ばく者の状況 ☐ 無 ☐ 有: 被ばく者 ____ 名 要救助者 ____ 名 汚染拡大の有無 ☐ 無 ☐ 有:
	気象情報 (確認時刻 時 分)	
	周辺環境への影響	☐ 無 ☐ 有:
	応急措置概要	

【別紙 1 : 輸送容器に関するパラメータ】

1. 輸送容器の状態

項 目	確認時刻 (日 時 分)
・火 災 ・爆 発 ・漏 え い	
特 記 事 項	

2. 放射性物質又は放射線の放出状況

項 目	確認時刻 (日 時 分)
放射性物質	
放 射 線	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

様式第 8 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の基準に達したときの通報様式

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 15 条 通 報

原子力災害対策特別措置法第 15 条に規定する異常な水準の放射線量の検出又は、原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので、以下のとおり通報します。

発 信 日 時	平成 年 月 日 時 分	送 信 者	
受 信 日 時	平成 年 月 日 時 分	受 信 者	
1. 事 故 件 名：原子燃料工業 東海事業所_____について 2. 事故発生場所：原子燃料工業 東海事業所 3. 事故発生日時：平成__年__月__日__時__分 4. 事 故 の 種 類：敷地境界放射線量上昇・放射性物質通常経路放出・ 火災爆発等による放射性物質放出・事業所外運搬放射線量上昇，原子炉外臨界 事業所外運搬事故 5. モニタリングポスト指示値及び気象状況等			
敷地周 辺の空 間線量 率	モニタリングポスト指示値	中性子線量	空間線量当量率
	MP1 $\mu\text{Gy/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$
	MP2 $\mu\text{Gy/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$
気象 状態	風向(排気筒高さ)		
	風向 (10m)		
	風速(排気筒高さ)		
	風速 (10m)		
	大気安定度		
6. 加工施設の状況：_____ _____ _____ 7. その他の事項：_____ _____ _____			

(用紙サイズ：A4)

様式第9 防災訓練実施結果報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所

氏名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

防災訓練の実施結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 10 (1) 応急措置の概要報告

平成 年 月 日 (第 報)	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿	
第 2 5 条 報 告	報告者名 _____ 連絡先 _____
特定事象の応急措置の概要について、原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称 及び場所	
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	(24 時間表示)
特定事象の種類	
応急措置概要	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 応急措置の概要報告には、必要なデータを添付すること。

様式第 10 (2) 応急措置の概要報告

平成 年 月 日 (第 報)	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿	
第 25 条 報 告	報告者名 _____ 連絡先 _____
特定事象の応急措置の概要について、原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称 及び場所	
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	(24 時間表示)
特定事象の種類	
応急措置概要	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 応急措置の概要報告には、必要なデータを添付すること。